

尾道市景観形成の手引

-心に残る尾道の景観づくり-



令和8年4月

尾道市

尾道市景観形成の手引

-目次-

1	手引の概要	
	(1) 手引作成の目的	1
	(2) 手引の内容と利用方法	1
2	景観計画	
	(1) 景観計画区域	2
	(2) 地域別の景観形成の方針	2
3	景観形成の基準の説明	
	1 景観計画区域	11
	(1) 届出が必要となる行為	11
	(2) 景観計画の基準の内容	13
	(3) 各基準の説明	16
	①建築物の形態意匠	19
	②工作物	25
	③開発行為	26
	④土石の採取	27
	⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	28
	2 都市計画景観地区	29
	(1) 景観地区の区域等	29
	(2) 景観形成の基本方針	30
	(3) 行為の制限に関する方針	30
	(4) 認定申請が必要となる行為	31
	(5) 景観地区の制限の基準（建築物・工作物の形態意匠）	32
	(6) 各基準の説明	34
	①建築物の形態意匠	34
	②工作物の形態意匠	48
	(7) 建築物・工作物の高さの最高限度	49
	3 屋外広告物	51
	4 色彩の表し方	53
	(1) マンセル表色系の概要	53
	(2) 素材とマンセル表色系との対応	54
4	届出・申請の手続き	
	(1) 景観計画区域内での行為	55
	(2) 景観地区内での行為	56
5	届出、申請の提出書類	
	(1) 景観地区の届出	60
	(2) 景観地区の認定申請	61
<様式>		
	(1) 景観計画の届出一式	62
	(2) 景観地区の認定申請一式	72

1 手引の概要

(1) 手引作成の目的

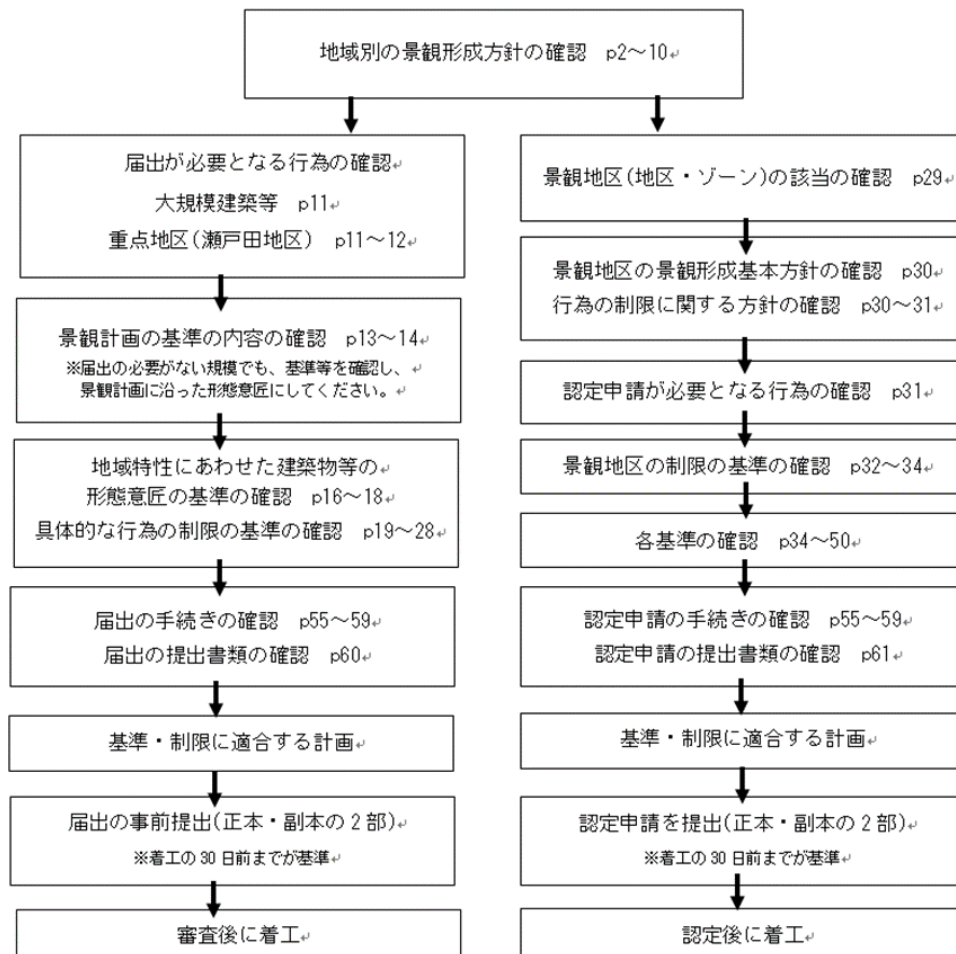
本市は、緑豊かな中山間地域から尾道水道周辺地域を経て多島美を有する島しょ部で構成され、固有の歴史、文化、景観などの多彩な資源を活かしながら、尾道らしいまちづくりに取り組んでいます。

本市における景観形成の取組として、平成19年4月1日から「景観計画」「都市計画の景観地区」「景観条例」「屋外広告物条例」の4つの景観施策を施行し、市民の皆様と行政が協働して良好な景観の保全・形成を推進してきました。施行から20年近く経過する中で、景観を取り巻く社会環境の変化に対応するため、令和8年4月1月に「景観計画」「都市計画の景観地区」「景観条例」の変更を行いました。

この手引きは、良好な景観形成のための方針・基準等の内容を、市民・事業者のみなさんに紹介し、理解と積極的な配慮をいただくとともに、届出や申請にかかる手続きを円滑に行うためのガイドブックとなるものです。

(2) 手引の内容と利用方法

尾道市内で建築行為等を行う場合、以下のフローに沿って景観形成の方針・基準、手続き等を確認してください。



※地域の特性や景観資源を阻害するなど、明らかに方針の内容に適合しないものは設計変更等をお願いする場合があります。

2 景観計画

(1) 景観計画区域

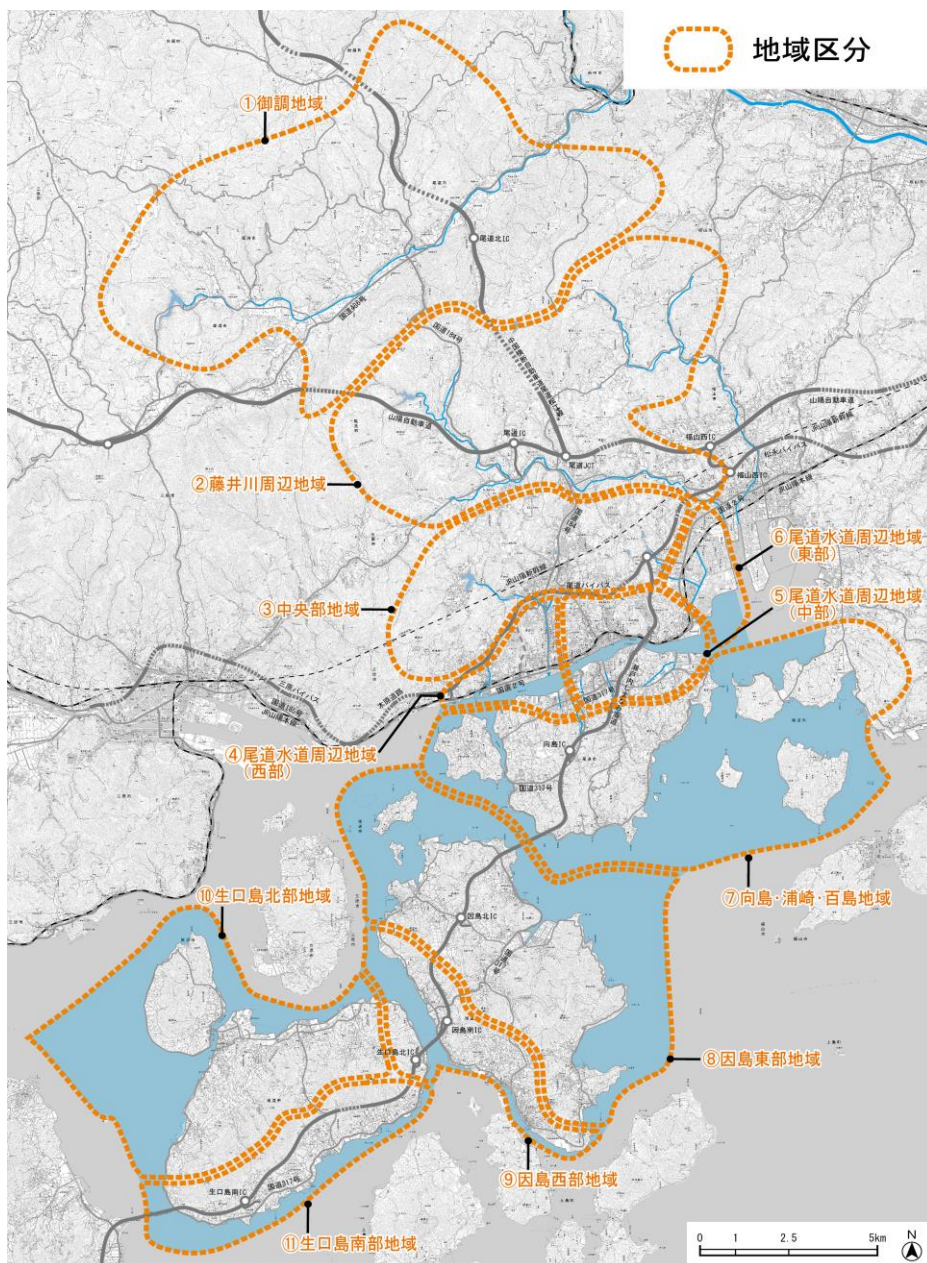
景観計画の区域は、尾道市全域となります。

(2) 地域別の景観形成の方針

地形や土地利用のまとまりと景観資源の特徴から、景観計画区域を次の11の地域に区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めています。

- ①御調地域 ②藤井川周辺地域 ③中央部地域 ④尾道水道周辺地域(西部)
⑤尾道水道周辺地域(中部) ⑥尾道水道周辺地域(東部) ⑦向島・浦崎・百島地域
⑧因島東部地域 ⑨因島西部地域 ⑩生口島北部地域 ⑪生口島南部地域

□景観計画区域の地域区分



①御調地域

景観形成の目標	御調川を地域の軸として、自然・田園的要素と都市的要素を活かした活力と潤いを感じられる景観の形成をめざす。
---------	--

景観形成の方針

(ア) 御調川を活かした骨格的な景観の形成

- 地域の中央部を流下する御調川について、河川内に残る自然環境や景観に変化をもたらす取水堰などの資源を保全していく。
- 御調川沿いに設けられた遊歩道「いきいきロード」は、彼岸花などが咲く河川景観との調和を図るとともに、歩行者ルートのネットワーク化などにより、市民が親しみやすい景観資源として育成していく。

(イ) 良好な自然景観、営農景観の保全

- 豊かな山の緑や青龍湖（御調ダム湖）周辺の自然景観を保全する。
- 御調川沿いに広がる水田や菅野の干柿などについては、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。

(ウ) 自然環境や田園と調和した良好な集落景観の形成

- 地域の中心部では店舗、公益施設などをより低彩度の色彩とするなど、適度な彩りを持ちながら周辺の自然・田園と調和するよう長期的に誘導する。また、旧出雲街道（銀山街道）などの資源を魅力づくりに活用していく。
- 地域内の大規模な公共施設や工場などについても、屋根や外壁の色彩について周囲の山林などに調和するよう誘導する。
- 広域の玄関口のひとつである尾道北インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和をきたさないよう、周辺の自然・田園との調和を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



御調川

②藤井川周辺地域

景観形成の目標	河川や山地の自然と農地・集落地などの構成要素を活かし、潤いと落ち着きのあ る景観の形成をめざす。
---------	---

景観形成の方針

(ア) 河川や山林を活かした潤いある景観の形成

- 藤井川などの河川については、河岸の桜や柳などの景観資源を活かすとともに、親水護岸などによる河川環境の整備を行い、地域景観の骨格としていく。
- 豊かな山の緑や竜泉寺ダム湖周辺の自然景観を保全するとともに、中国自然歩道を軸として景観を楽しむネットワークを形成する。

(イ) 自然景観と調和した落ち着きのある市街地景観・営農景観の形成

- 河川周辺に形成された水田や北部のブドウ畑などについては、農地の有効利用と適切な

管理を促進することにより、営農景観を保全する。

- 工場などの規模の大きい建築物や店舗などの立地が景観に影響を与えやすい主要な幹線道路周辺の市街地や集落地では、周囲の自然と調和した建築物等を誘導し、良好な市街地景観を形成する。
- 尾道インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



藤井川と周辺の農地、集落

③中央部地域

景観形成の目標	丘陵地などの自然景観の保全を基調としながら、市街地と自然が調和した良好な景観の形成をめざす。
---------	--

景観形成の方針

(ア)特色のある自然景観の保全

- 鳴滝山の自然を保全するとともに、自然景観や眺望景観を楽しむための散策路や展望地の維持・充実を図る。
- 久山田水源池とその周辺では、水源としての山林を保全するとともに、湖畔の環境や歴史的資源でもある水源地えん提などの資源を活かしながら、緑と調和した落ち着いたあたる集落景観を形成する。

(イ)自然と調和し、潤いや表情のある市街地景観の形成

- 丘陵地においては、市街地と周辺の自然との調和に努め、稜線などの地形や緑との連続性を確保する。また、市街地では、緑化などにより潤いを創出するほか、工業・流通業務団地等において、建築デザインの工夫など親しみやすい産業景観を形成する。
- 新尾道駅周辺では商業・サービス施設の立地を促進しながら、良好な都市景観の形成を図る。また、西瀬戸尾道インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和をきたさないよう、また、広域の玄関口にふさわしい景観形成につながるよう、一定の誘導を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



新尾道駅周辺の市街地と丘陵地

④尾道水道周辺地域（西部）

景観形成の目標	尾道の代表的な景観資源である尾道水道を挟んだ眺望や地域の景観資源を活かした良好な景観の形成をめざす。
---------	--

景観形成の方針

(ア)尾道水道沿いの良好な市街地景観の形成

- 尾道水道沿岸の港湾施設、漁港、造船所などを景観資源として活用するとともに、今後、再整備などが行われる場合にも、海辺の親水性やランドマーク*性を重視するなど、良好な景観の形成に努める。
- 良好な眺望景観を育成するため、屋外広告物などの阻害要素を抑制するとともに、高層建築物等が地域の中で良好な景観要素となるよう誘導していく。
- 新たな宅地開発や高層建築物の建設、国道 184 号バイパスなどの公共施設の整備においては、尾道水道や対岸への眺望が得られる視点場を継続して確保していく。
- 国道 184 号バイパスの整備後は、沿道における適切な土地利用と併せて、良好な市街地景観の形成を促進する。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



尾道水道を挟んだ市街地の景観

(イ)栗原川を活かした良好な景観の形成

- 栗原川沿いの桜並木を保全するとともに、国道 184 号沿道での建築物の新築や増改築については、栗原川の景観と調和し、品格のある形態意匠を誘導する。

*ランドマーク…山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。ある特定地域の景観を特徴づける目印。

⑤尾道水道周辺地域（中部）

景観形成の目標	豊かな自然・歴史・文化資源が醸し出す特色のある景観、そして日本遺産「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」としての景観の保全・創造に取り組むとともに、その景観を中心市街地のまちづくりの中に活かし、尾道の都市イメージの中心となる「心に残る尾道の景観」の形成をめざす。
---------	--

景観形成の方針

(ア)尾道水道や尾道三山などを骨格とした都市景観の形成

- 景観の骨格となる尾道水道、尾道三山、向島の岩屋山・兼吉の丘・小歌島、尾道大橋・新尾道大橋及び尾道駅前地区と、これらに囲まれた斜面市街地、中心市街地及び向島の市街地の範囲を中心として、尾道らしい景観を形成する。
- 尾道水道の水面、尾道三山、向島の岩屋山・兼吉の丘・小歌島の自然を将来にわたって保全する。
- 豊かな眺望景観を保全するため、高層建築物や屋外広告物によって眺望を阻害されることがないように誘導していく。また、斜面市街地の古寺めぐりコースや千光寺山・浄土寺山山頂のほか、尾道水道の海岸や尾道駅前などにおいて眺望を楽しめる視点場を継続的

に確保していく。

- 尾道三山の斜面市街地と尾道水道沿いの市街地では、尾道らしい景観特性を活かせるような建築物や工作物などを誘導する。
- 新たな視点場である千光寺頂上展望台（PEAK）、千光寺公園視点場（MiTeMi）からの眺望が確保できるように努める。
- 尾道市役所展望デッキから、尾道三山への眺望が維持されるように留意する。
- 尾道水道とそこを行き交う渡船、そして渡船からの眺望も大切な景観としてその継承に努めるとともに、渡船乗場とその周辺においても、良好な景観の形成に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(イ)尾道らしい歴史・文化資源や空間特性を活かした景観の形成

- 多くの寺院・神社や、港町・商都の歴史をとどめる建造物、坂みちや小路の空間などを将来にわたって継承していくとともに、これらを活かした歴史・文化的な景観を形成する。
- 尾道水道の沿岸では、賑わいの創出にもつながる親水空間の維持等に努める。
- 中心市街地、斜面市街地、海辺の歩行者ルートの回遊性を高め、景観を楽しむルートを形成する。

(ウ)周辺の市街地における地区特性を活かした景観の形成

- 尾道三山や向島の岩屋山・兼吉の丘・小歌島など景観の骨格となるゾーンの周辺においては、尾道水道方面への眺望を得られる眺望点の確保や向島の小河川の活用、果樹園の景観の保全など、地区の特性や資源を活かした景観を形成する。
- 尾道三山と斜面市街地、向島の海辺などから見えやすい位置にある大規模な建築物や屋外広告物については、景観を阻害しないよう規制・誘導する。
- 尾道駅や瀬戸内しまなみ海道の周囲では、本州側の玄関口としての景観を損ねることがないように屋外広告物の掲出の方法などを規制・誘導する。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。



向島から見た千光寺山、斜面市街地、中心市街地などの景観

⑥尾道水道周辺地域（東部）

景観形成の目標	恵まれた交通条件と都市基盤を活かした尾道市東部の広域拠点として、住宅、商業・業務、工業などの機能が複合し、活力を感じさせる良好な都市景観の形成をめざす。
---------	--

景観形成の方針

(ア)市域東部の広域拠点にふさわしい都市景観の形成

- 東尾道駅前や幹線道路の沿道において、賑わいの創出を基本としながら、大規模な屋外広告物や派手な色彩の広告物などに対して、良好な景観の形成につながるよう一定の誘導を図る。
- 流通業務系や工業系の市街地においては、建築デザインの工夫などにより親しみやすい産業景観を形成する。
- 市街地における緑化を推進するほか、大田川・黒崎水路の水辺を憩いの空間として活かすなど、潤いのある景観の形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



高須町の幹線道路沿道

⑦向島・浦崎・百島地域

景観形成の目標	優れた自然景観を基調として、柑橘などの営農風景や集落のたたずまいが調和した、穏やかで美しい瀬戸内の景観の形成をめざす。
---------	---

景観形成の方針

(ア)瀬戸内の優れた自然景観の保全

- 瀬戸内海国立公園をはじめとした山林、自然海岸などの自然景観を保全するとともに、展望地や遊歩道など景観を楽しむ基盤の充実と、展望地等からの眺望の確保に努める。
- 観光・リゾート系の施設や別荘などは、周囲の自然と調和し、瀬戸内の景観にとけ込んだデザインとなるよう誘導する。



高見山(向島)から見る立花地区

(イ)特色のある営農景観や集落景観の保全

- 地域の景観資源である果樹園、わけぎ等の畑地について、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。
- 集落においては、建築物等と周囲の自然景観との調和に配慮するとともに、船だまりや古い干拓地の石積護岸、海への眺望など地域の景観資源の保全や活用を図る。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(ウ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 布刈瀬戸に架かる因島大橋の周辺は、自然景観と調和した建築物の形態意匠の誘導や利用しやすい眺望場所の確保などにより、瀬戸と橋梁が映える良好な景観を形成する。
- 向島インターチェンジ周辺では、屋外広告物などによる景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

⑧因島東部地域

景観形成 の目標	恵まれた自然環境や営農風景を活かし、多彩な眺望景観を楽しむことができる景勝地の形成をめざす。
-------------	--

景観形成の方針

(ア)瀬戸内の優れた自然景観と営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園をはじめとした山林、自然海岸などの自然景観を保全するとともに、眺望場所の整備又は適切な維持管理により、景観を楽しむ基盤の充実を図る。
- 観光施設や別荘などは、周辺の自然と調和し、瀬戸内の景観にとけ込んだデザインとなるよう誘導する。
- 地域の景観資源である果樹園や野菜畑について、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。



重井地区の農地や市街地など

(イ)自然景観と調和した市街地・集落景観の形成

- 大規模な店舗・工場、屋外広告物などは、周囲の自然と調和した色彩などを誘導し、良好な景観を形成する。
- 歴史性のあるまちなみなどを活かし、魅力ある市街地・集落景観を形成する。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(ウ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 因島大橋の周辺は、自然景観と調和した建築物の形態意匠の誘導などにより、布刈瀬戸と橋梁が映える良好な景観を形成する。
- 因島北インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和の改善や大規模人工法面の適切な修景などにより、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

⑨因島西部地域

景観形成 の目標	しまなみの魅力を実感できる、美しい瀬戸風景の形成をめざす。
-------------	-------------------------------

景観形成の方針

(ア)瀬戸の自然景観と調和した市街地・集落地景観の形成

- 瀬戸に面した市街地・集落地においては、建築物や屋外広告物の色彩などを誘導し、周囲の自然景観との調和を図る。
- 建築物の屋上などに設置される工作物や屋外広告物を抑制し、スカイラインが整った良好な海辺市街地の景観を形成する。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



因島公園からの景観

(イ)景観を楽しむ場の充実

- 市街地背後の山地部などにおける眺望場所では、適切な維持管理や交通条件の整備などにより、景観を楽しむ場の充実に努める。
- 沿岸部においては、市民や観光客が憩い、瀬戸の風景を楽しむことができるよう、因島総合支所や隣接する芝生広場の活用を図るとともに、港湾施設や幹線道路の整備などに合わせて広場、遊歩道などの整備を検討する。

(ウ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 生口橋の周辺は、因島側・生口島側が一体となって、自然景観と調和した建築物の形態意匠の誘導や屋外広告物の規制・誘導、利用しやすい眺望場所の確保などにより、瀬戸と橋梁が映える良好な景観を形成する。
- 因島南インターチェンジ周辺と生口島北インターチェンジ周辺では、屋外広告物などによる景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

⑩生口島北部地域

景観形成 の目標	歴史・文化的資源や瀬戸田水道などの眺望を活かし、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の代表的な観光地にふさわしい優れた景観の形成をめざす。
-------------	--

景観形成の方針

(ア)瀬戸田地区を中心とした歴史・文化性のある優れた景観の形成

- 瀬戸田地区に集積する文化施設や寺社、歴史性のあるまちなみを保全していくとともに、歴史・文化的資源や背後の山林などと調和するよう、周囲の建築物の色彩などを誘導していく。
- 潮音山公園や耕三寺未来心の丘から見られる魅力ある眺望景観と瀬戸田水道に面した海辺景観を保全・創造していくため、中高層建築物や瀬戸田水道沿いの建築物の形態意匠の誘導、屋外広告物を規制・誘導する。



高根大橋からの瀬戸田港一帯の景観

- 中野地区に残る旧家群のまちなみを活かした集落景観を形成する。
- 県道生口島循環線沿道の商業施設などは、歴史・文化的な地区イメージと調和するよう建築物や屋外広告物の形態意匠を誘導する。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(イ)景観を楽しむ環境の充実

- 潮音山登山道を歩きやすい環境にするとともに、山頂展望地など眺望場所の維持管理や整備を進める。
- しおまち商店街や海辺の遊歩道などを軸として、歴史・文化的景観や眺望景観などを楽しむことができる歩行者空間の充実、ネットワーク化を図る。

(ウ)自然景観、営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園観音山の自然や、高根島北部などに残る貴重な自然海岸を保全する。
- 市街地背後の緩斜面に広がる果樹園については、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

⑪生口島南部地域

景観形成の目標	島の南に開けた地形や地区ごとの資源を活かし、明るくのどかな景観の形成をめざす。
---------	---

景観形成の方針

(ア)特色のある集落景観の形成

- 地域の景観資源である果樹園の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。
- 集落においては、建築物等と周囲の自然景観との調和に配慮するとともに寺社、塩田の遺構、船だまり、果樹園、海辺の公共空間など地域の景観資源の保全や活用を図る。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(イ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 多々羅大橋東詰において利用しやすい眺望場所を確保する。
- 生口島南インターチェンジ周辺では、屋外広告物などによる景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。



果樹園と集落の景観

3 景観形成の基準の説明

1 景観計画区域

(1) 届出が必要となる行為

景観計画に基づく届出対象行為は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づき、また広島県景観条例における届出対象（大規模行為）との整合性を保つ観点から、次のとおりとしています。

※重点地区の区域と重点地区以外の区域で対象となる規模等が異なります。

行為の種別		対象となる規模等		
		重点地区の区域		重点地区以外の区域
		尾道・向島地区	瀬戸田地区	
① 建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	— (都市計画景観地区であり、景観計画に定める建築物に関する行為の制限が適用されない。)	規模を限定しない。	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物 (増築については行為後の高さ又は建築面積)。 増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
② 工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの b：高さ13mを超える(*)又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超える(*)もの (*)建築物と一体になって設置される場合の高さは、当該工作物の高さが5m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さがbで13m超、cで20m超 外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの		
			敷地に設ける柵・塀について規模を限定しない。	
③	開発行為	3,000㎡を超える開発行為		
④	土石の採取	1,000㎡を超える採取		
⑤	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの		
⑥	届出事項の変更	前記5項目の届出事項を変更しようとするとき		

[工作物の区分]

a	・垣、柵、塀、擁壁、法面等その他これらに類するもの
b	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・歩道橋・浮棧橋（連絡橋を含む） ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの ・太陽光発電施設
c	<ul style="list-style-type: none"> ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線(これらの支持物を含む。)、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

前記の規定にかかわらず、次の行為は、景観計画に基づく届出は不要です。

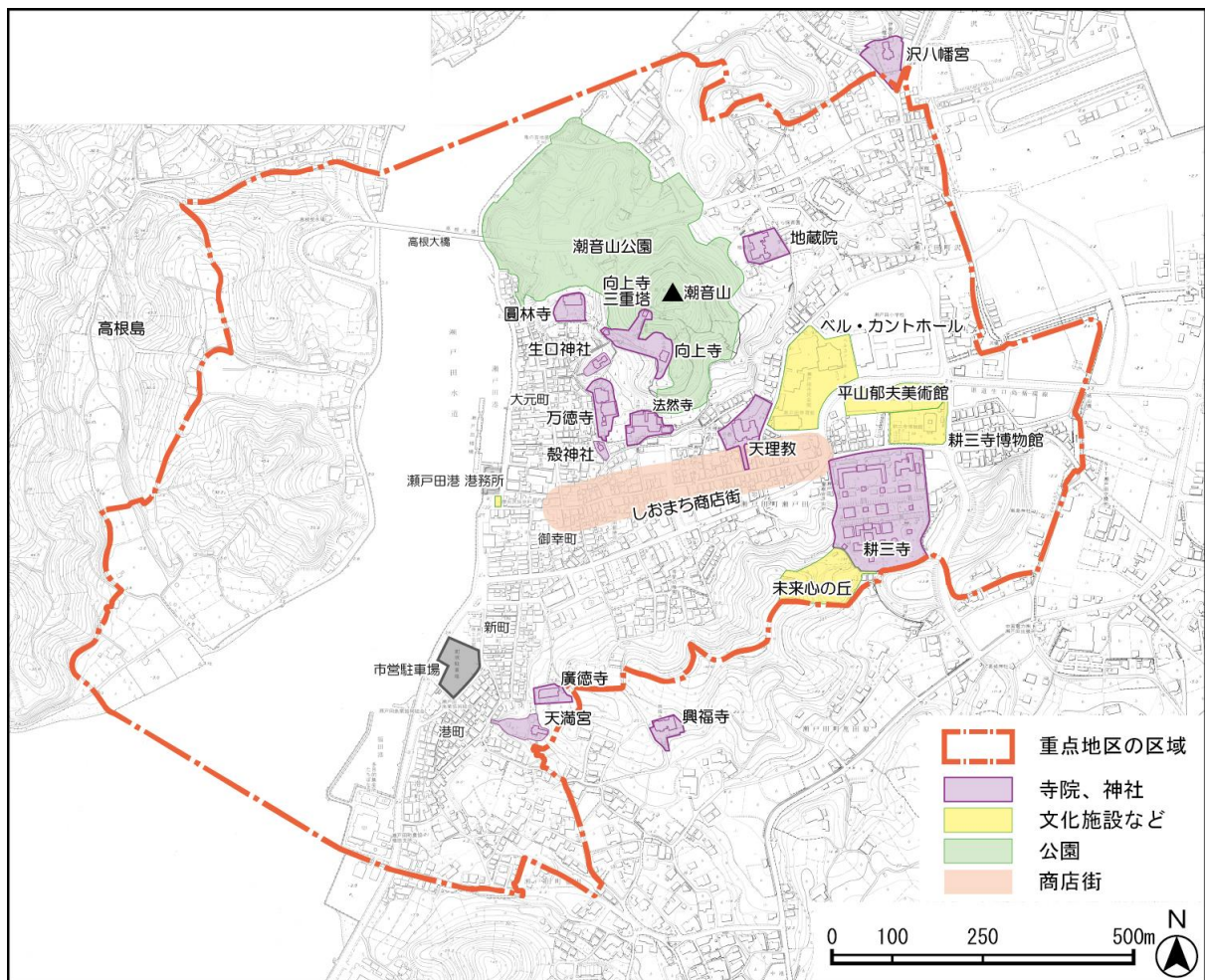
- 国宝、重要文化財、指定文化財などの修繕などで、文化財保護法や広島県又は尾道市の文化財保護条例の規定により別途通知や許可申請などが必要な行為
- 通常の管理行為、軽易な行為、地下に設ける建築物・工作物の建築・建設、植物の伐採、建築物が既にある建築敷地内で行う一定の行為
- 非常災害の応急措置として行う行為
- 景観地区内で行う建築物の建築等（別途、認定申請をしていただくため）
- 平原地区と尾道流通団地地区で行う建築物の建築等と工作物の建設（それぞれ地区計画に基づく制限があるため）
- 尾道市屋外広告物条例の規定により別途届出や許可申請が必要な屋外広告物及びこれを掲出する工作物の設置など

重点地区の区域は次のとおりです。

○尾道・向島地区は、特に尾道市の景観形成を主導する地区として、「都市計画の景観地区」に指定しています。区域は、p 29 の図をご覧ください。

○瀬戸田地区の区域は、下図をご覧ください。

□重点地区（瀬戸田地区）の区域図



(2) 景観計画の基準の内容

【地域特性にあわせた建築物等の形態意匠の基準】

→詳しくはp16~18をご覧ください

- 山林や果樹園が広がる地区においては、山林等の色彩や稜線などの地形要素となじませる。
- 水田、畑、農業集落などが広がる地区においては、色彩やスケール感を周囲となじませる。
- 住宅地や家屋が連たんする集落においては、色彩やスケール感を周囲となじませ、調和させるほか、親しみやすいデザインを導入する。
- 小売店舗やサービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道においては、にぎわいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩は避け、品格のある建築物とする。
- 工場や流通業務施設が集積する市街地においては、周囲との調和を基本とし、表情のあるデザインを導入する。
- 景観資源となる歴史的建造物等の周辺においては、建築物や工作物は当該資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いる。
- 高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲、渡船乗り場の周囲においては、表情のある建築デザインの採用や樹木による修景とともに、景観阻害につながる工作物等を抑制する。

【具体的な行為の制限の基準】

①建築物

→詳しくはp19~24をご覧ください

項目		規制又は措置の基準
屋根	形状等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築場所の周辺が住宅地や集落地であるときは、極力勾配屋根とする。ただし、建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合はこの限りではない。 ●勾配屋根とするときは、形状や配置について周囲の既存建築物と調和させる。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●高明度・高彩度のものは使用しないこととする。 ●瀬戸田地区においては明度、彩度を低くする。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）
外壁	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周囲との調和を図るため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○圧迫感を感じさせないような外壁の工夫 ○色彩や素材、目地等による分節 ●海辺に立地する建築物は、海辺の景観を向上させるため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の配置及び低層階の形態は、極力、陸地側から海への視線が確保されるものとする。 ○海上や対岸からの眺望に配慮し、海側が建築物の表側と感じられる表情のある意匠とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色についてはこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、彩度の高い色は使用しないこと。 ○瀬戸田地区においては、背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩とする。（都市計画景観地区の斜面市街地ゾーン及び沿道市街地ゾーンと同じ基準を適用する。） ○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 ●大規模建築物の色彩による景観への影響が大きい自然・農地が広がる地域や住宅地等においては、上記の色彩基準を前提として、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○住居系の市街地及び集落地においては暖色系の色相 ○瀬戸内の自然景観の保護が求められる瀬戸内海国立公園の特別地域をはじめ「向島・浦崎・百島地域」、「因島東部地域」、「因島西部地域」、「生口島北部地域」及び「生口島南部地域」では、周囲の山林や果樹園の色彩との対比性が強調されないものであること。 ●建築物の増築を行う場合や、敷地内に新たな建築物を増設する場合は、類似する部位の色彩を統一するなど、全体の色彩を調和させる。

項目	規制又は措置の基準
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段や建築設備を設置する場合は、建築物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物と一体となった意匠とする。 ○周囲から直接望見できない位置に配置する。 ○ルーバー*、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。 ●集合住宅などにおけるテレビ受信アンテナは、共同化する。 ●建築物に附属する駐車場・駐輪場は、建築物本体と調和した意匠とする。 ●建築物に附属するごみ置き場は、美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の内部に組み込み、一体化する。 ○建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽する。 ●屋根上に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根等と調和するよう明度、彩度を低くし、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○勾配屋根及び外観が勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、屋根等の勾配から突き出しのないように設置する。 ○陸屋根に設置する場合は、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景に努める。 ●瀬戸田地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備等は原則として設置しない。また、屋上、屋根、塔屋などには携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。（都市計画景観地区における「屋根等」の「スカイライン」と同じ基準を適用する。）
塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の敷地に塀や柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの ○化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀 ○塀・柵の前面を緑化したもの ●瀬戸田地区においては、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低くする。また、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したのや、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）

②工作物

→詳しくはp 25～26をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色、工作物の保安上必要とされる彩色、彫像・記念碑等でデザイン上必要な彩色等はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いたきのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないこと。 ○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 ●貯蔵用タンクなどで大規模な壁面を有する工作物（規模は建築物の場合に準じる。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、極力、色彩等による分節化や表情づけを行う。
工作物の附属設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●工作物に屋外階段や高架水槽などの設備を設置する場合は、工作物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○当該工作物と一体となった意匠とする。 ○ルーバーなどにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は当該工作物の色彩の基準と同一とする。

*ルーバー…格子状に一定の間隔、角度で取り付けられた装置、構造物で、通気性を確保しながら日よけや雨よけ、目隠しに用いる。

項目	規制又は措置の基準
工作物の敷地の塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の敷地に塀や柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの ○ 化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀 ○ 塀・柵の前面を緑化したもの ● 瀬戸田地区においては、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したのものや、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。
太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ● アレイ（ソーラーパネルを架台に設置したもの）の高さや配置は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ● 太陽光発電施設を設置しようとする場所が眺望の良い場所に隣接・近接する場合や、主要な道路に面している場合は、敷地境界から距離をとった配置や、できる限り見えないように植栽を施す事を検討し、適切な修景等に努める。 ● ソーラーパネルや付帯設備等の色彩は、周囲の景観との調和に配慮する。

③開発行為

→詳しくは p 26 をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
擁壁その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。なお、主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。

④土石の採取

→詳しくは p 27 をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
採取の工法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為後に、行為前に近い自然の状態に戻る工法を採用する。
修景又は塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> ● 採取する土地は、目立たないように、次のいずれかの措置を講じる。なお、行為の土地の形状や地形等から困難である部分についてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地の周囲を緑化等により修景する。 ○ 周囲から見えにくいよう、次のいずれかで採掘場所を隠す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ・ 柵・塀の前面を緑化したもの

⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

→詳しくは p 28 をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
堆積の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、極力堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。
修景又は塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地の敷地は、堆積物が周囲から見えにくいよう、次のいずれかで堆積物を隠す。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ○ 柵・塀の前面を緑化したもの

適用除外	<p>次の建築物・工作物における建築等の行為については、届出はしていただきますが、制限の適用を除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共用空地（道路、公園、広場、歩行者通路、その他の公共の用に供する空地）から望見できないもの（望見できない部分を有する場合には、当該部分） ② 良好な景観形成に支障を及ぼす影響が少ないものとして市長が特に認めたもの
-------------	--

(3) 各基準の説明

【地域特性にあわせた建築物等の形態意匠の基準】

「地域別の景観形成の方針」(p3~10)に加え、周辺地区における景観の特徴に調和させることを重視し、地区の景観の特徴を伸長させる要素の導入や敷地内の緑化など、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努めます。

山林・果樹園が広がる地区	山林等の色彩や稜線などの地形要素となじませるなど、緑と調和した景観を形成する。
--------------	---

- ◆山林や果樹園が広がる丘陵地などの地区では、次のことなどに配慮が必要です。
 - ・山林等の色彩から突出して見える対比性の強い色彩とならないこと
 - ・建築物、工作物が、背後の山林等の稜線から著しく突出した配置・形状とならないこと



因島田熊町

農業集落などが広がる地域	色彩やスケール感を周囲となじませるなど、落ち着きとゆとりのある景観を形成する。
--------------	---

- ◆水田、一般畑、農業集落などが広がる農業地域では、次のことなどに配慮が必要です。
 - ・色彩が、樹木、土など自然の要素と調和しないものにならないこと
 - ・建築物、工作物の形態や外壁などのデザインが、農家住宅などと調和しない過大なスケール感のものとならないこと



御調町

住宅地・集落地	色彩やスケール感を周囲となじませ、調和を図るほか、親しみやすいデザインの導入により、市民の日常の生活空間にふさわしい景観を形成する。
---------	--

- ◆住宅地や家屋が連たんする集落地では、次のことなどに配慮が必要です。
 - ・居住の場になじみにくい派手な色彩や寒色が強調されていないこと
 - ・建築物、工作物の形態や外壁などのデザインが、一般戸建て住宅などと調和しない過大なスケール感のものとならないこと



竜玉台

商業系市街地・ 幹線道路沿道	にぎわいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩をさける など、一定の品格ある景観を形成する。
-------------------	---

◆小売店舗・サービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道では、次のことなどに配慮が必要です。

- ・建築物、工作物の色彩をけばけばしいものとし、(屋根・外壁・屋外広告物の色彩の基準への適合)
- ・極端に目立つ装飾や色彩など、周囲から突出するような過剰な演出の意匠としないこと



高須町



因島中庄町

工場・流通業務施設 が集積する市街地	周囲との調和を基本とし、表情のあるデザインの導入により、親しみ やすく、活力を感じさせる景観を形成する。
-----------------------	---

◆工場や流通業務施設が集積する市街地では、次のことなどに配慮が必要です。

(ここでの「市街地」は市街化区域に限定するものでなく、複数の施設が集積し、一団性がある地区を指します。)

- ・外壁など建築物、工作物の外観に、素材や色彩などデザインの工夫を施し、殺風景な印象のものにしないこと



尾道工業団地

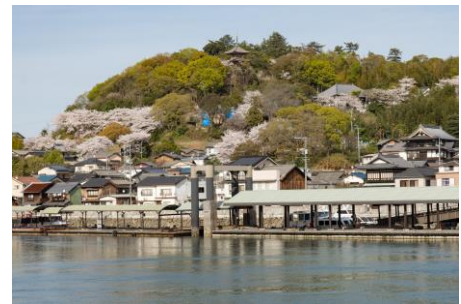


因島田熊町 (生口島から)

歴史的建造物等近傍	建築物や工作物は景観資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いて景観を保全する。
-----------	--

◆地域の景観資源となるような歴史的建造物（寺院、神社、古民家など）や樹木などの周囲に立地する建築物・工作物については、次のことなどに配慮が必要です。

- ・当該行為の建築物、工作物が、地区の中で、歴史的建造物や樹木などよりも目立つような形態意匠（色彩など）の採用を控えること
- ・伝統的な意匠を用いた建造物等の周囲で、洋風の建築意匠や色相が異なる屋根の色彩など、調和しにくい意匠の採用を控えること



瀬戸田港と向上寺三重塔など

インターチェンジ、駅、渡船乗り場周囲	表情のある建築デザインや樹木による修景、景観阻害につながる工作物等の抑制などにより、都市・地域の玄関口としての良好な景観を形成する。
--------------------	--

◆多くの人の目に入りやすい場所であることから、目立つことを意識した行為が行われやすい場所ともなります。このため、次のことなどに配慮が必要です。

- ・単調なデザインとせず、玄関口にふさわしい表情を持ったものとする
- ・景観阻害につながるような工作物等は目立つ場所に設置することを避け、やむを得ない場合は樹木による修景等を施すこと
- ・都市・地域の玄関口となるような場所は、市民や来訪者を歓迎する都市・地域の顔となるような空間としていくこと



尾道駅



尾道渡船（土堂棧橋）

【具体的な行為の制限の基準】

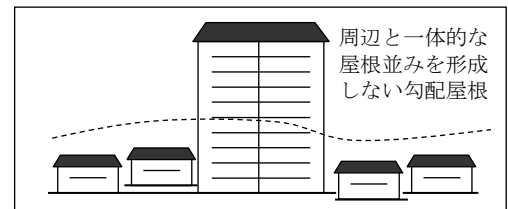
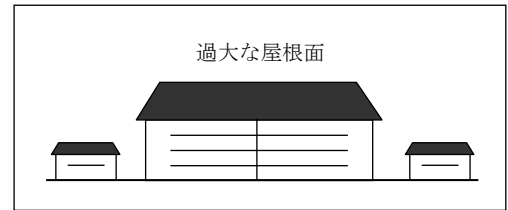
①建築物の形態意匠

屋根の形状等	●建築場所の周辺が住宅地や集落地である場合は、極力勾配屋根を採用する。ただし、建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合はこの限りではない。
--------	--

◆一般の住宅地や集落地では、勾配屋根を用いた住宅などの屋根並みが広がっています。これらに調和するよう勾配屋根を採用することを求められています。

◆ただし、勾配屋根の設置が困難である場合や、景観上はむしろ適当でない場合は、この限りではありません。

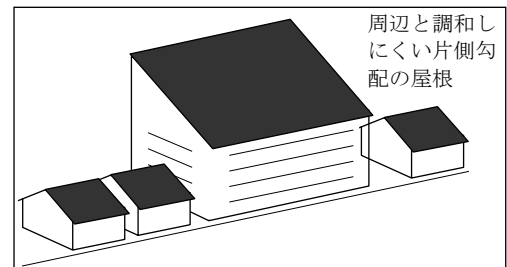
- ・屋上への設備の設置、屋上の利用などの必要があり、これを踏まえた適切な意匠の勾配屋根の設置が困難である場合
- ・建築物の水平方向規模が大きいため、勾配屋根を設置すると過大な屋根面が発生する場合（→右図）
- ・建築物の高さが周辺の住宅地や集落地から突出しているなど、勾配屋根を設置しても周辺と一体的な屋根並みが形成されない場合（→右図） など



屋根の形状等	●勾配屋根を採用する場合は、形状や配置について周囲の既存建築物と調和させる。
--------	--

◆周辺環境と調和するように勾配屋根の形状について配慮が望まれます。

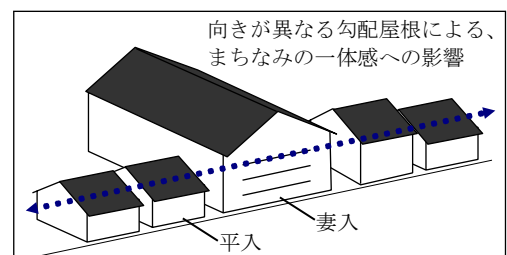
- ・一般に見られる和瓦の屋根勾配は $4.5/10 \sim 5/10$ とされていますが、これを大きく超えるような屋根勾配は周囲から突出して見えやすいと考えられます。特に、届出対象となる規模の建築物では屋根の規模も相対的に大きく、目立ちやすくなるため、勾配の突出については配慮してください。
- ・妻側が尖って見え、平側の屋根面が大きくなりやすい片側勾配の屋根など、基本形状についても、周囲との調和に配慮してください。（→右図）



◆また、同方向から見たときに、平側又は妻側の屋根面が連なっているとことで、一体感のある景観が形成されます。届出対象となる規模の建築物では、屋根の勾配の方向が揃うように周辺の屋根並みの特性に配慮してください。



平入の屋根が連なった、一体感のある景観



屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 高明度・高彩度のものは使用しないこととする。 ● 瀬戸田地区においては明度、彩度を低くする。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）
--------------	--

◆ 建築物の屋根や外壁の色彩は、地域の景観に大きな影響を及ぼす要素であるため、一定の制限を行うこととします。

◆ 景観計画区域における屋根の色彩については、次のような配慮が望まれます。

- ・ 屋根の色彩は、市街地や集落の周辺の樹林などとともに遠距離や高所から認識されることが多い要素です。周辺の自然と調和するように明度・彩度を抑えることが大切です。（植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度）
- ・ 汚れが目立ちやすい高明度色や、変退色の影響を受けやすい高彩度色を避けることが望まれます。

◆ 「重点地区」である瀬戸田地区においては、尾道・向島地区（＝景観地区）と同様に、瀬戸の水面や市街地背後の山の自然景観と歴史・文化的なまちなみが調和するよう、屋根の色彩は、低明度・低彩度で落ち着いたもの、穏やかなものとする必要があります。

- ・ 原則、次の色彩範囲(※)としてください。

色相が 10R～5 Y の場合	→ 明度 6 以下、彩度 4 以下
その他の色相の場合	→ 明度 6 以下、彩度 1 以下
（マンセル表色系による）	

(※) 「景観地区」の屋根の色彩基準（p 39）と同じ内容です。

- ・ 陸屋根には色彩の制限を適用しませんが、外観が勾配屋根に類似する構造物（屋上設備の遮蔽や修景などの目的で設置するパラペットや架構式の構造物）には適用します。
- ◆ なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

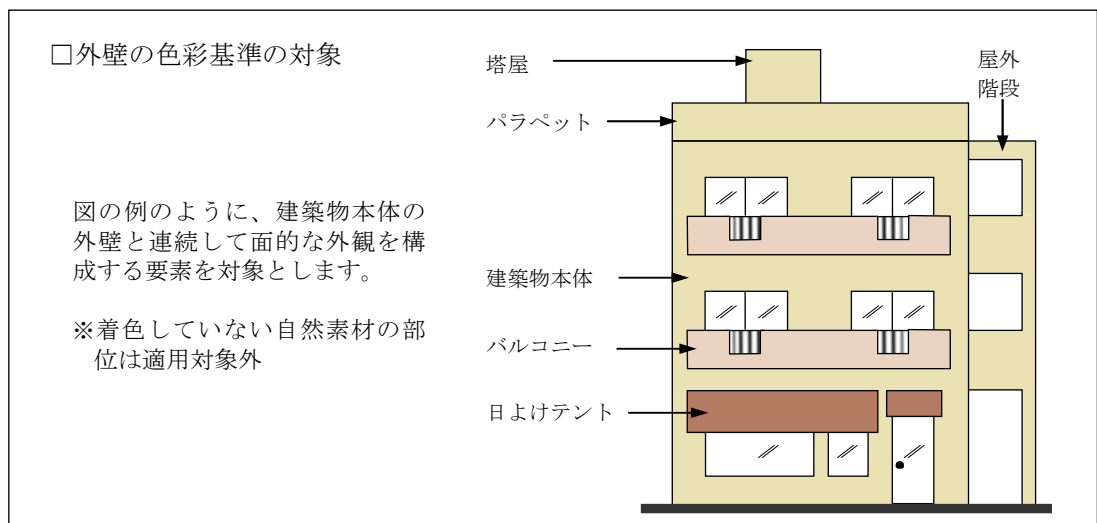
外壁の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が 30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 圧迫感を感じさせないような外壁の工夫 ○ 色彩や素材、目地等による分節 ● 海辺に立地する建築物は、海辺の景観を向上させるため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の配置及び低層階の形態は、極力、陸地側から海への視線が確保されるものとする。 ○ 海上や対岸からの眺望に配慮し、海側が建築物の表側と感じられる表情のある意匠とする。
-----------------	---

◆ 景観地区の建築物に関する「外壁の形態」（p 41）、「ファサード」（p 42）及び「低層部の形態」（p 46）をご覧ください。

◆ 「重点地区」である瀬戸田地区では、地上4階建てでも目立ちやすい規模であるため「大規模な建築物」とします。

外壁の色彩	<p>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色についてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、彩度の高い色は使用しないこと。 ○瀬戸田地区においては、背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩とする。（都市計画景観地区の斜面市街地ゾーン及び沿道市街地ゾーンと同じ基準を適用する。） ○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。
-------	--

- ◆「外壁の色彩基準」の対象は、屋上パラペットやバルコニー、屋外階段の外壁面、日よけテントの面など、建築物の外壁と連続して面的な外観を構成する要素を含みます。ただし、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

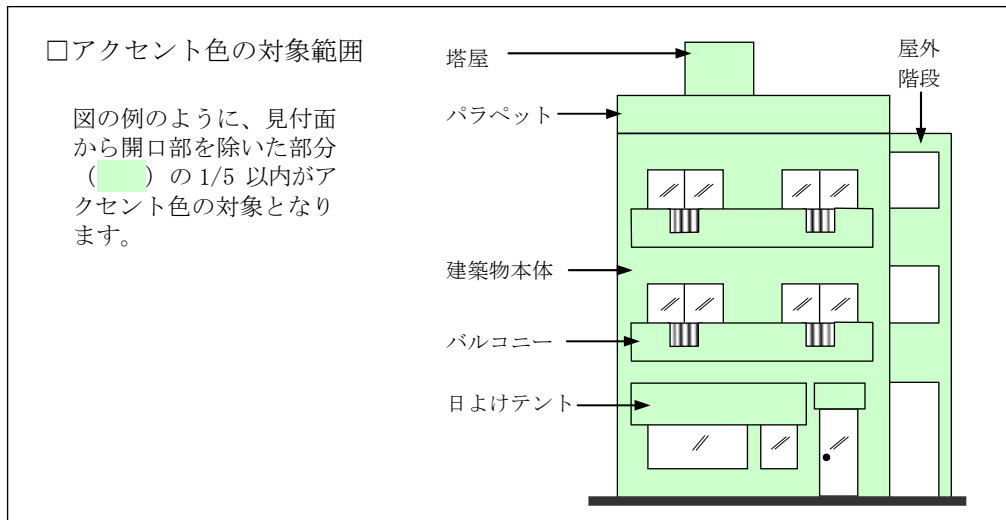


- ◆景観計画区域における外壁の色彩については、次のような配慮が望まれます。
 - ・市街地や周辺の自然と調和するように外壁の彩度を抑えることが大切です。（植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度）
 - ・一般的に建築物の外装には暖色系の中・低彩度色が用いられています。単に低彩度・無彩色ではなく、暖色系の低彩度色を基本としていくことが大切です。
- ◆「重点地区」である「瀬戸田地区」は、屋根と同様に外壁についても穏やかな色彩とすることが必要です。原則、次の色彩範囲（※）としてください。

色相が5 YR～5 Yの場合	→明度9以下、彩度4以下
その他の色相の場合	→明度9以下、彩度1以下
（マンセル表色系による）	

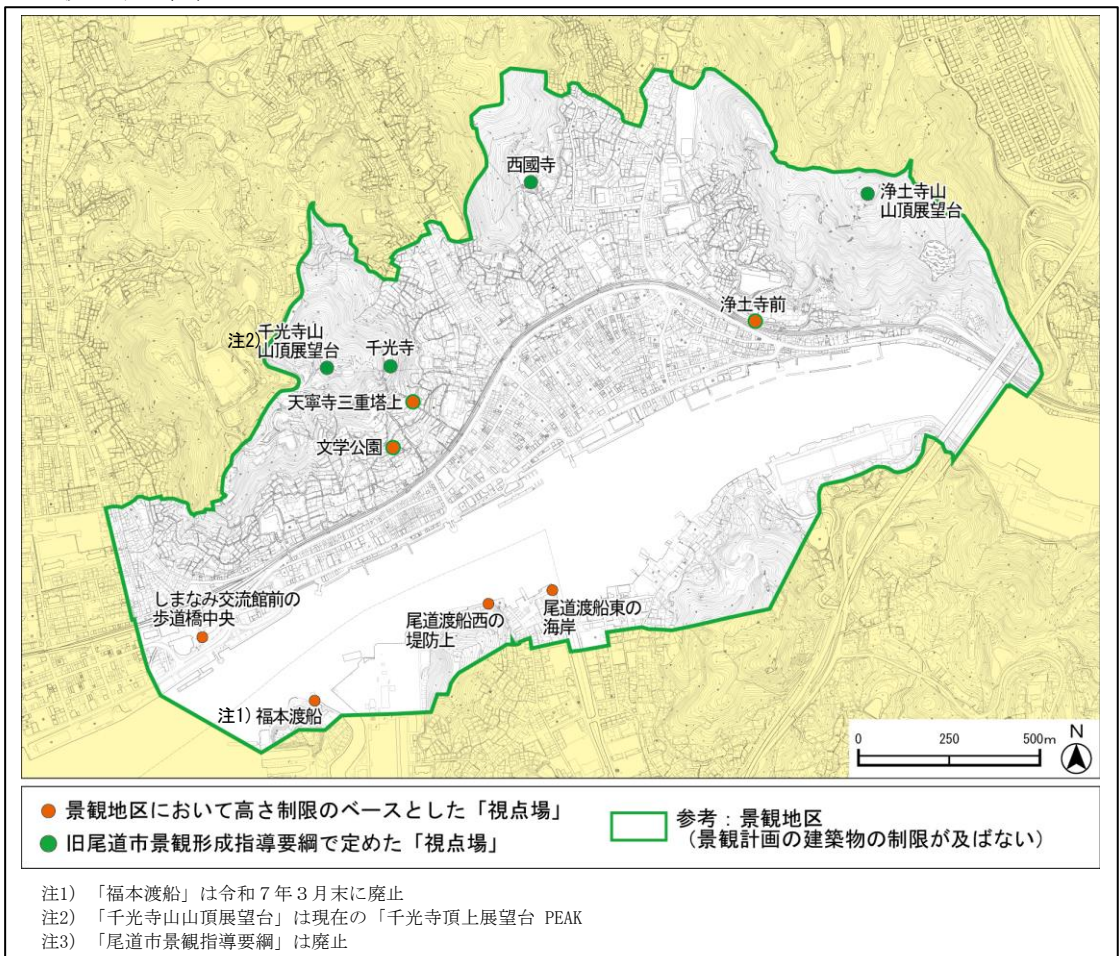
（※）「景観地区」－「斜面市街地ゾーン・沿道市街地ゾーン」の外壁の色彩基準（p43～44）と同じ内容です。

- ◆外壁の色彩基準外の色彩を「アクセント色」として使用することができます。次のとおり、景観地区の外壁の色彩の基準（p45）と同様に扱います。
 - ・アクセントとして用いる範囲は、開口部を除いた見付面積の1/5以内とします。立面図を基に算定してください。
 - ・アクセント色は、住宅地、商業地など当該行為の場所の特性に配慮してください。
 - ・最上階の外壁や屋上のパラペットは、眺望景観の中で目立ちやすい場所であるため、これらの場所では、できるだけ高彩度の色彩などを控えてください。



- ◆ 「様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討」の内容は、次とおりです。
 - ・ 当該建築物について、周囲の道路などの公共用空地（p15 参照）からの見え方を把握し、周辺の市街地・集落・自然と調和のとれた色彩を選定します。
 - ・ 「主要な展望地」とは、次のいずれかに該当する場所とします。
 - a) 景観計画の「地域別の景観形成の方針」の「方針図」に示した「眺望点」
 - b) 景観地区において高さ制限のベースとした「視点場」………下図参照
 - c) 旧尾道市景観形成指導要綱（注3）で定めた「視点場」………下図参照

□視点場の位置



外壁の色彩	<p>●大規模建築物の色彩による景観への影響が大きい自然・農地が広がる地域や住宅地等においては、上記の色彩基準を前提として、次のとおりとする。</p> <p>○住居系の市街地及び集落地においては暖色系の色相</p>
-------	---

◆景観計画区域は、大部分が樹林・農地などの自然的景観が広がり、市街地等は住居系の土地利用が主です。これらの地域は一般に色彩のまとまりがあり、新たな建築もこれに調和することが求められます。

※なお、ここでいう「大規模建築物」は、外壁の形態・意匠の項目にある「大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）」を意味するものではなく、景観計画の届出対象行為となる建築物全般（建築に関する大規模行為の意味）を指します。

◆住居系の市街地と集落地では、生活の場にふさわしい落ち着きと暖かさのある色彩となるよう、黄赤、黄など暖色系の色彩を基調色としてください。

(続き)	<p>○瀬戸内の自然景観の保護が求められる瀬戸内海国立公園の特別地域をはじめ「向島・浦崎・百島地域」、「因島東部地域」、「因島西部地域」、「生口島北部地域」及び「生口島南部地域」では、周囲の山林や果樹園の色彩との対比性が強調されないものであること。</p>
------	--

◆これらの地域においては、景観の基盤である山林・樹園地の彩りが大切であり、緑を背景にして立地する建築物が、極端に突出して見えないようにする必要があります。

◆このため、外壁の基調色には、著しい高明度色は使用しないでください。

◆なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。



山林を背景にした塔屋が白色の建築物(右)、彩度を低くした暖色系の色彩の建築物(左)

外壁の色彩	<p>●建築物の増築を行う場合や、敷地内に新たな建築物を増設する場合は、類似する部位の色彩を統一するなど、全体の色彩を調和させる。</p>
-------	---

◆工場、保健・医療・福祉施設、教育施設、宿泊施設など大規模建築物の中には、事業の拡張などに伴い増築・増設を行う場合があります。その際、新旧部分の色彩が調和していない、類似しているが色相・彩度などが少し異なっており一体感を欠いているなどの例が見受けられます。全体の色彩を調和させるよう計画してください。



増設された建築物の色彩に一体感が見られない施設群

建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段や建築設備を設置する場合は、建築物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物と一体となった意匠とする。 ○周囲から直接望見できない位置に配置する。 ○ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。 ●集合住宅などにおけるテレビ受信アンテナは、共同化する。 ●建築物に附属する駐車場・駐輪場は、建築物本体と調和した意匠とする。 ●建築物に附属するごみ置き場は、美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の内部に組み込み、一体化する。 ○建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽する。 ●屋根上に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根等と調和するよう明度、彩度を低くし、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○勾配屋根及び外観が勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、屋根等の勾配から突き出しのないように設置する。 ○陸屋根に設置する場合は、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景に努める。 ●瀬戸田地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備等は原則として設置しない。また、屋上、屋根、塔屋などには携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。（都市計画景観地区における「屋根等」の「スカイライン」と同じ基準を適用する。）
-------	---

- ◆これらの項目は、景観地区の基準と同様のものがあるため、そちらで整理しています。
- ・瀬戸田地区に関する基準以外の4つの項目については、「スカイライン」(p34~35)における屋上等の設備の遮蔽に関する内容と、「建築設備等」(p46)をご覧ください。
- ・「重点地区」である瀬戸田地区については、尾道・向島地区(=都市計画の景観地区)と同様に、背後の寺社などからの眺望景観の阻害要因となりやすい屋上の突出物などをできるだけ設けないようにする配慮が望まれます。このため、「景観地区」-「屋根等」-「スカイライン」の基準(p34~36)と同じ内容を適用します。

塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の敷地に塀や柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材(木、竹、石など。以下同じ。)を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの ○化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀 ○塀・柵の前面を緑化したもの ●瀬戸田地区においては、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低くする。また、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したものや褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）
------	---

- ◆これらの項目は、景観地区の基準と同様のものがあります。
- ・「金属製の柵その他これに類するもの」とコンクリートを用いた塀の扱いについては、「建築物の塀や柵の意匠」(p47)に準じて計画してください。
- ・「重点地区」以外の区域では、金属製の柵等の色彩について、「自然素材を模したものや褐色系」という基準は設けません。

②工作物

<p>工作物の色彩</p>	<p>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色、工作物の保安上必要とされる彩色、彫像・記念碑等でデザイン上必要な彩色等はこの限りでない。</p> <p>○落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないこと。</p> <p>○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</p> <p>●貯蔵用タンクなどで大規模な壁面を有する工作物（規模は建築物の場合に準じる。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、極力、色彩等による分節化や表情づけを行う。</p>
<p>工作物の附属設備等</p>	<p>●工作物に屋外階段や高架水槽などの設備を設置する場合は、工作物の美観を整えるため、次のいずれかとする。</p> <p>○当該工作物と一体となった意匠とする。</p> <p>○ルーバーなどにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は当該工作物の色彩の基準と同一とする。</p>
<p>工作物の敷地の塀や柵等</p>	<p>●工作物の敷地に柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。</p> <p>○防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの</p> <p>○化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀</p> <p>○柵・塀の前面を緑化したもの</p> <p>●瀬戸田地区においては、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したもののや褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</p>

◆工作物に関するこれらの項目は、①建築物に関する「外壁の形態・意匠」（p 20）と景観地区の「外壁の形態」（p 41）、「外壁の色彩」（p 21～23）、「建築設備等」（p 24）、「塀や柵等」（p 24）の項目に準じて扱うこととします。

<p>擁壁</p>	<p>●主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。</p>
-----------	--

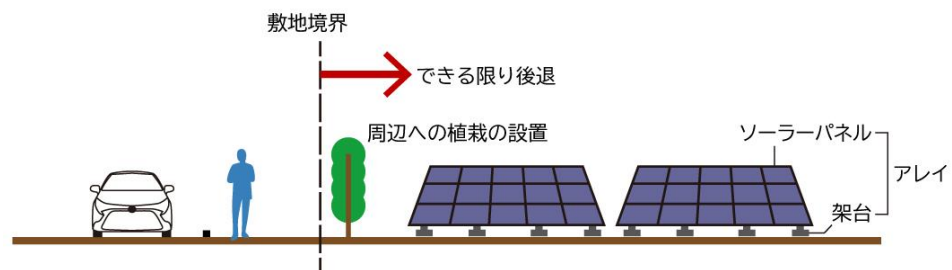
◆通常のコンクリートは明度が高く、自然石を用いた擁壁に比べ、周囲の土壌や岩肌、また樹林などから浮いて見え、表情も乏しく感じられる場合があります。このため、周囲の景観特性を踏まえながら、着色剤など色彩を調整する混和剤の活用や、表面に陰影をもたらす化粧工法などにより調和を図るよう計画してください。



はつり処理したコンクリートブロックの擁壁

太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ●アレイ（ソーラーパネルを架台に設置したもの）の高さや配置は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ●太陽光発電施設を設置しようとする場所が眺望の良い場所に隣接・近接する場合や、主要な道路に面している場合は、敷地境界から距離をとった配置や、できる限り見えないように植栽を施す事を検討し、適切な修景等に努める。 ●ソーラーパネルや付帯設備等の色彩は、周囲の景観との調和に配慮する。
---------	---

- ◆地形や敷地形状を踏まえ、ソーラーパネルの高さや向きなどに統一性を持たせるなど、雑然とした印象とならないように計画してください。
- ◆太陽光発電施設の存在感の軽減や、眺望景観の中で目立ちにくくなるように、敷地周辺への植栽や敷地内緑化、境界部からできるだけ後退して配置するなどの景観への配慮を行ってください。
- ◆ソーラーパネルや付帯設備等が目立たないように、周辺環境と一体感のある色彩や、低彩度の色彩を採用してください。



③開発行為

擁壁その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。なお、主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。
---------------	---

- ◆当該の事業の条件下で、適切な工法を採用してください。隣接して樹林などがある場合は、それとの連続性にも配慮してください。
- ◆なお、基準の後段の内容については、②工作物の「擁壁」と同様に扱います。



緑化による法面の保護・修景



緑化による法面の保護・修景

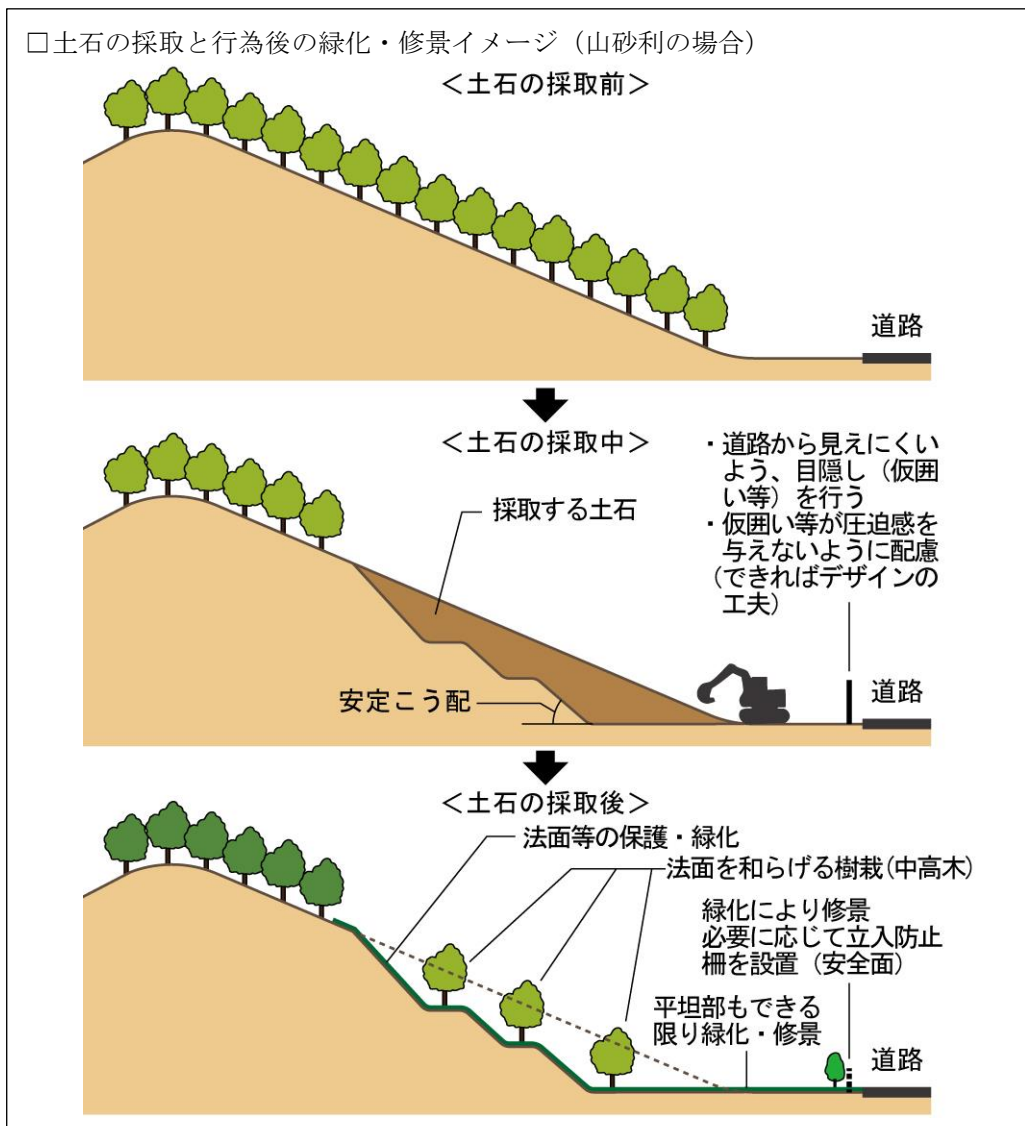
④土石の採取

採取の工法等	●行為後に、行為前に近い自然の状態に戻る工法を採用する。
--------	------------------------------

- ◆山腹などにおける土石の採取は、ベンチカット工法など、行為後に緑化を施しやすい工法を採用することが基本となります。届出時には、行為後の緑化の計画や適切な工法を採用していることを確認します。

修景又は塀や柵等	<p>●採取する土地は、目立たないように、次のいずれかの措置を講じる。なお、行為の土地の形状や地形等から困難である部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敷地の周囲を緑化等により修景する。 ○周囲から見えにくいよう、次のいずれかにより、適切な塀や垣などを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ・塀・柵の前面を緑化したもの
----------	---

- ◆採石等を行っている場所が地域の景観阻害要素とならないように、周囲からの視線を遮蔽する措置を施してください。ただし、急傾斜採取地の場合は、平地部分の作業場などに対して同様の措置を行ってください。



⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

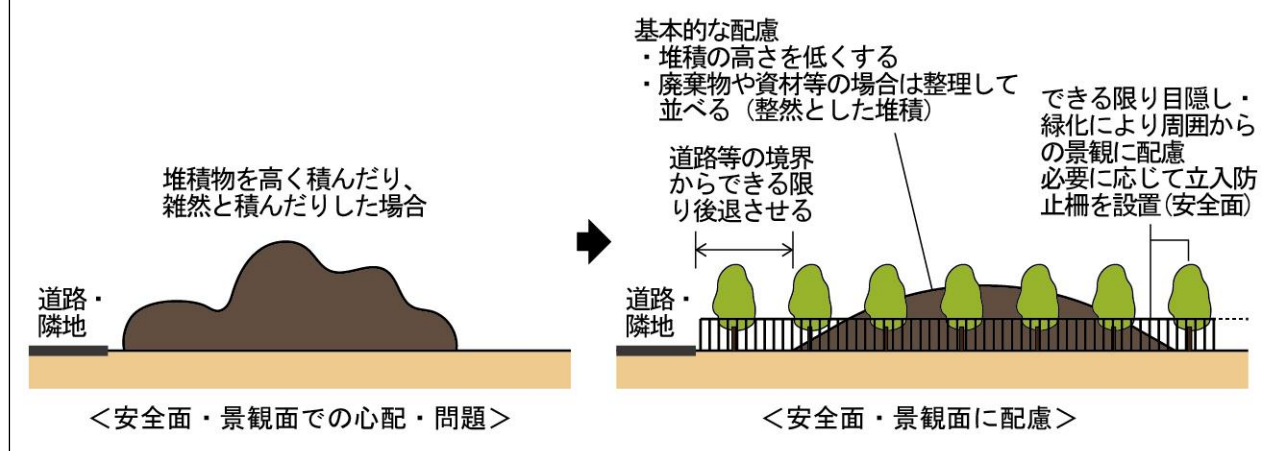
堆積の形態	●堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、極力堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。
-------	--

◆この内容は届出以降の活動行為にかかるものですが、できるだけ整然とした堆積を行うことができるような敷地の整備を行ってください。

修景又は塀や柵等	●行為地の敷地は、堆積物が周囲から見えにくいよう、次のいずれかにより、適切な塀や柵等を設ける。 ○化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ○塀・柵の前面を緑化したもの
----------	--

◆④土石の採取(p 27)における同項目と同様に扱います。生垣の使用も可です。

□堆積物への配慮イメージ



2 都市計画景観地区

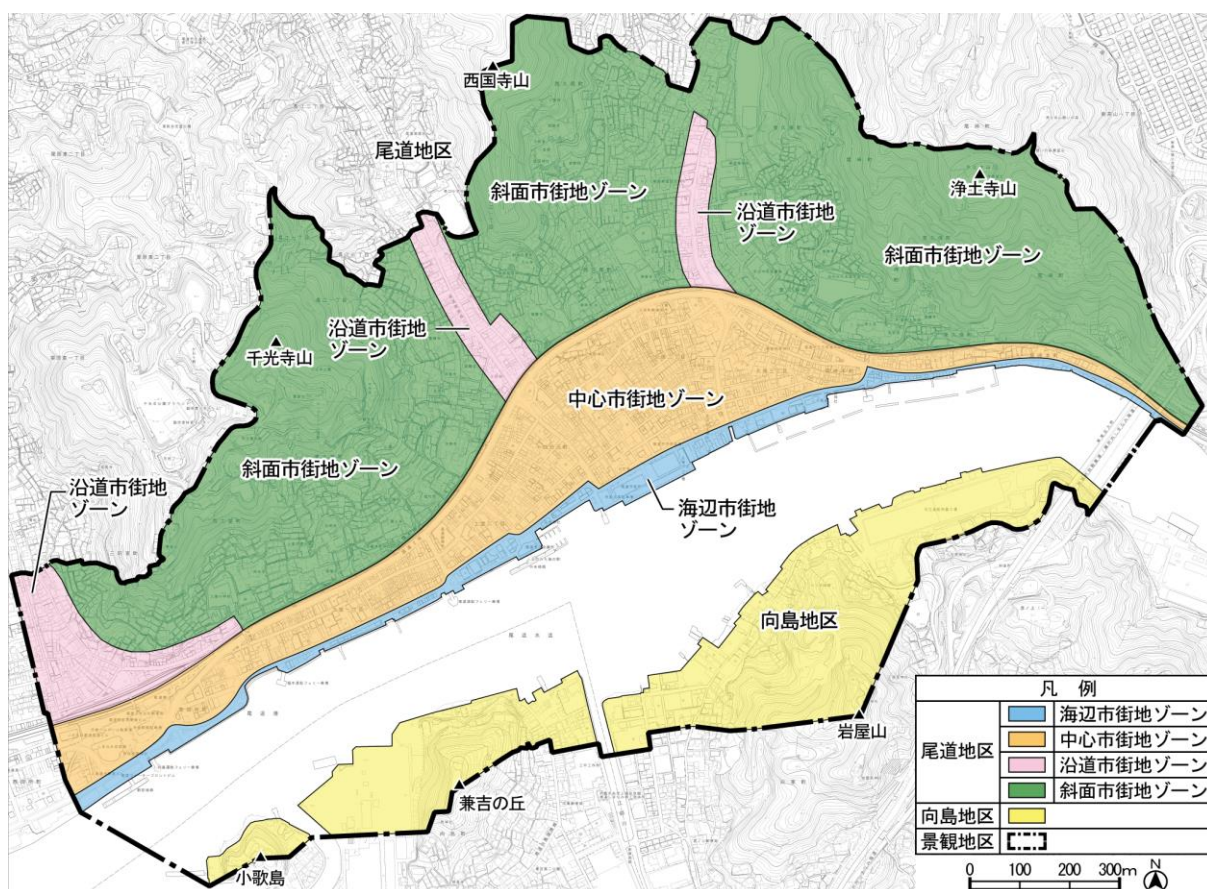
景観計画で重点地区と位置づけた、尾道駅西から尾道大橋までの間の斜面市街地を含む中心市街地及び対岸の向島の沿岸部の尾道・向島地区を、都市計画で景観地区に定めています。

この地区では、建築物などのデザインや色彩を制限するほか、眺望景観を守るために一定の区域で建築物・工作物の高さを制限します。

(1) 景観地区の区域等

景観地区の区域と区域内の細区分は次のとおりです。

□景観地区の区域



【景観地区の構成】

地区の区分	地区の範囲	ゾーン区分
尾道地区	尾道の中心市街地と尾道三山の斜面市街地等の範囲	○斜面市街地ゾーン：鉄道北側の住居系用途地域と市街化調整区域の範囲 ○沿道市街地ゾーン：鉄道北側の近隣商業地域の範囲 ○中心市街地ゾーン：鉄道南側の商業地域等の範囲 ○海辺市街地ゾーン：海岸通り南側の範囲
向島地区	向島の海岸部とその背後の市街地、岩屋山・兼吉の丘・小歌島の斜面の範囲	

(2) 景観形成の基本方針

景観地区は、尾道市景観計画の「重点地区（尾道・向島地区）」と同一の地域であり、地域の特性を活かした「心に残る尾道の景観」の形成を主導する地区として、「尾道市景観計画」に定める「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、次の6項目を柱として景観形成に取り組みます。

- ◎心に残る眺望景観を保全・創造する
- ◎活力とにぎわいのある中心市街地景観を創造する
- ◎尾道水道の魅力ある海辺景観を保全・創造する
- ◎坂のまちの個性的な景観を保全・創造する
- ◎景観資源と調和したまちなみを形成する
- ◎快適な歩行者空間を形成する

(3) 行為の制限に関する方針

①建築物の高さ・・・尾道地区の一部のみ

(ア) 尾道地区において、次の視点場及び眺望対象にかかる良好な景観を保全するため、建築物の高さの最高限度を制限する。

- 天寧寺塔婆上→新尾道大橋及び尾道大橋（大橋手前の尾道水道屈曲部）
- 浄土寺前→千光寺山
- 文学公園→尾道水道（向島の海岸線）
- 向島の渡船乗り場など海岸部→千光寺山、浄土寺多宝塔
- 尾道駅前（歩道橋上）→千光寺山

②建築物の形態意匠

(ア) 尾道の自然や歴史・文化の彩りが感じられるとともに、品格と表情のある景観を形成するため、屋根及び外壁の基調となる色彩を制限する。

- 尾道地区の山陽本線以北・・・穏やかで尾道三山の自然と調和したまちなみを形成する色彩
- 尾道地区の山陽本線以南・・・穏やかで既成のまちなみと調和する色彩
- 向島地区・・・穏やかで温かみのある尾道水道と調和する色彩

(イ) 眺望景観を良好なものとしていくため、上記の高さの最高限度の制限と合わせて、次のような屋上部の形態意匠の工夫を求める。

- 高層建築物の屋上の設備、装飾など、屋上から突出するものの設置抑制

(ウ) 尾道水道の沿岸において海辺にふさわしい良好な景観を形成するため、次のような形態意匠の工夫を求める。

- 海への透視性や接近性を確保する1階部分の形態
- 尾道水道側にも豊かな表情を持った形態意匠

(エ) 地区の家並みや空間の特徴を大切にしていくため、次のような形態意匠の工夫を求める。

- 瓦を基本とした勾配屋根の素材、形態（周囲の勾配屋根に調和する傾斜度）
- 大規模な屋根・壁面における形態（威圧感の軽減や単調さを回避）

(オ) 良好な市街地景観を形成するため、次のような工夫を求める。

- 建築物の周囲から見える裏側等における意匠（表側と連続するデザイン）
- 建築設備等を目立たなくすること
- デジタルサイネージ*等の屋外広告物を一体的に設置する場合は、周囲の景観・環境に配慮すること

*デジタルサイネージ・・・ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報発信を行うシステム

③工作物の形態意匠

道路等の公共用地に面した工作物の敷地や駐車場、空地等の周囲に設ける塀や垣などは、周囲の景観になじむように素材、色彩を制限する。

④工作物の高さ

尾道地区において、良好な景観を保全するため、工作物の高さの最高限度を制限します。制限値は、都市計画で定める建築物の高さと同じとする。

(4) 認定申請が必要となる行為

景観計画区域における建築行為が届出制であるのに対し、景観地区では**認定制**になります。認定証交付後でなければ、その行為に着手できません。

景観地区における下表の行為は、その実施に当たって、景観地区の都市計画で定める「建築物の形態意匠の制限」（p 32～33）及び「尾道市景観条例」で定める「工作物の形態意匠の制限」（p 34）に適合することについて尾道市長に認定申請を行い、その認定を受けることが必要です。

なお、「(7) 建築物・工作物の高さの最高限度」（p 49～50）については、この認定申請の対象となりません。（建築物の高さは、建築基準法に基づく建築確認で扱います。）

行為の種別		対象となる規模等
①建築物	新築、増築 改築、移転 外観の変更を伴う 修繕・模様替え 色彩の変更	規模の大小に関わらずすべて
②工作物	新設、増築 改築、移転 外観の変更を伴う 修繕・模様替え 色彩の変更	「尾道地区」における塀・柵、「向島地区」における金属製の柵のみ（注）
③認定申請事項の変更		前記2項目の認定申請事項を変更しようとするとき

（注）塀・柵以外の工作物については、規模によって、景観計画区域（前掲）の届出が必要となります。

.....

上記の規定にかかわらず、以下の行為は、認定申請は不要としています。

- 国宝・重要文化財等に指定された建造物、登録有形文化財に登録された建築物、県・市の有形文化財又は記念物等に指定された建築物
- 上記のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 景観重要建造物に指定された建造物
- 非常災害により破損した建築物等の応急的な修繕など
- 通常の管理のため簡易な修繕を行う建築物

(5) 景観地区の制限の基準（建築物・工作物の形態意匠）

■①建築物の形態意匠の制限の基準（都市計画）

詳しくは p34～47をご覧ください

区分		制限の基準
屋根等	スカイライン(※1)	<p>【尾道地区】</p> <p>(1) 屋上、屋根、階段室などには建築設備（屋根勾配に沿って設置する太陽光発電設備（ソーラーパネル）及び避雷用の設備は除く。）及び建築物の機能・構造若しくは外観の修景上必要としない飾りは、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、次のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>①屋根やパラペット(※2)の立ち上げなどにより建築物と一体となった意匠とし、かつスカイラインの凹凸を最小限にする。</p> <p>②ルーバー(※3)、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。</p> <p>(2) 屋上、屋根、塔屋などには、携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物と一体となるような位置に配置すること。</p> <p>ただし、アンテナ構造物が目立ちにくく、景観への影響が小さいと認められる場合は、この限りではない。</p>
	形状、素材	<p>【尾道地区(斜面市街地ゾーン)】</p> <p>(1) 周囲の屋根並みに揃え、勾配屋根（1/10勾配以上）とする。ただし、屋上を緑化等有効利用する場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 伝統的な素材の使用や、瓦葺き又は瓦風の雰囲気を持つその他の屋根材で葺いたものを基本とする。</p>
	色彩	<p>屋根（陸屋根は除く。）及び外観が勾配屋根に類似する構造物の色彩は、明度、彩度を低くすること。</p>
	太陽光発電設備	<p>屋根上に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根等と調和するよう明度、彩度を低くし、次のとおりとする。</p> <p>①勾配屋根及び外観が勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、屋根等からの突き出しのないように設置する。</p> <p>②陸屋根に設置する場合は、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景に努める。</p>
外壁	外壁の形態	<p>大規模な建築物（地上5階以上又は水平方向の長辺が30m以上ある建築物）の外壁は、威圧感や単調さを軽減し、周辺のまちなみとの調和を図るため、次のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>①凹凸や中高層部の壁面後退などにより外壁面の形を分節化する。</p> <p>②色彩や素材の組み合わせ、目地の付加などにより、威圧感を緩和する外観とする。</p>
	ファサード(※4)	<p>【尾道地区(海辺市街地ゾーン)】</p> <p>建築物の尾道水道側の面について、尾道水道及び向島からの眺望に配慮し、開口部や庇の配置、素材や色彩を工夫してアクセントを持たせるなど、建物の裏側を感じさせない意匠とすること。</p>
	色彩	<p>外壁の色彩は、彩度を低くすること。ただし、アクセントとして用いるものはこの限りではない。アクセントとして用いる範囲は、開口部を除いた見付面積の1/5以内とすること。</p> <p>【尾道地区(斜面市街地ゾーン、沿道市街地ゾーン)】</p> <p>尾道三山の自然と調和したまちなみを形成する穏やかな色彩とすること。</p> <p>【尾道地区(中心市街地ゾーン、海辺市街地ゾーン)】</p> <p>既成のまちなみと調和する穏やかな色彩とすること。</p> <p>【向島地区】</p> <p>温かみのある尾道水道と調和する穏やかな色彩とすること。</p>
低層部の形態	<p>【尾道地区(海辺市街地ゾーン)】</p> <p>隣地からの外壁の後退や1階部分へのピロティ構造(※5)の導入、窓面などを通して海が見えるようにするなど、市街地側から尾道水道への透視性を確保すること。ただし、1階部分の用途、構造などの条件からやむを得ない場合は、この限りではない。</p>	

区 分	制限の基準
建築設備等	<p>高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物を建築する場合は、以下の基準に適合すること。</p> <p>(1) 屋外階段や建築設備(屋上、屋根、階段室などに設置するものを除く。)を設置する場合は、次のいずれかとする。</p> <p>①建築物と一体となった意匠とする。</p> <p>②周囲の公共用空地から直接望見できない位置に配置する。</p> <p>③ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。</p> <p>(2) テレビ受信アンテナを設置する場合は、共同化する。</p> <p>(3) 建築物に附属する駐車場、駐輪場及びごみ置き場を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠とする。</p>
建築物の塀や柵などの意匠	<p>【尾道地区】</p> <p>建築物に附属する塀や柵の素材は、原則として自然素材(木、竹、石など。以下同じ。)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>①化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀などとし、着色する場合は、彩度を低くすること。</p> <p>②金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。</p> <p>【向島地区】</p> <p>金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。</p> <p>※1 スカイライン…空を背景とした山や建築物の輪郭線。地平線の意味もある。</p> <p>※2 パラペット……屋上部などの周囲を囲む、又は一部に設ける低い壁。もとは欄干の意味。</p> <p>※3 ルーバー……格子状に一定の間隔、角度で取り付けた装置、構造物で、通気性を確保しながら日よけや雨よけ、目隠しに用いる</p> <p>※4 ファサード……建物を真正面から見た姿・形</p> <p>※5 ピロティ構造……建物の1階部分を柱だけにした構造</p>
適用除外	<p><u>次の建築物の建築等の行為については、認定申請はしていただきますが、形態意匠の制限の適用を除外します。</u></p> <p>①公共用空地(道路、公園、広場、歩行者通路、その他の公共の用に供する空地)から望見できない建築物(望見できない部分を有する場合には、当該部分)</p> <p>②商店街におけるアーケードの内部にある建築物(内部にある部分を有する場合には、当該部分)</p> <p>③「尾道市景観審議会」の同意を得て、良好な景観形成に支障を及ぼす影響が少ないものとして市長が特に認めた建築物</p>

■②工作物の形態意匠の制限の基準（尾道市景観条例）

詳しくはp48をご覧ください

塀や柵の意匠	<p>【尾道地区】</p> <p>塀や柵（建築物の一部を構成する塀は除く。）の素材は、原則として自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>①化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀などとし、着色する場合は、彩度を低くすること。</p> <p>②金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。</p> <p>【向島地区】</p> <p>金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。</p>
--------	---

適用除外	<p>次の工作物(塀・柵)の建設等の行為については、認定申請はしていただきますが、形態意匠の制限を適用しません。また①に該当するものについては、添付書類を省略することができます。</p> <p>①仮設のもの（工事に伴うもの、行事等のため短期間設置するもの）</p> <p>②道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの</p>
------	---

(6) 各基準の説明

《個々の基準によって、対象とする地区区分、ゾーン区分が異なります》

①建築物の形態意匠

屋根等	スカイライン	<p>■対象：尾道地区</p> <p>(1)屋上、屋根、階段室などには建築設備（屋根勾配に沿って設置する太陽光発電設備（ソーラーパネル）及び避雷用の設備は除く。）及び建築物の機能・構造若しくは外観の修景上必要としない飾りは、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、次のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>①屋根やパラペットの立ち上げなどにより建築物と一体となった意匠とし、かつスカイラインの凹凸は最小限にする。</p> <p>②ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。</p>
-----	--------	---

◆建築物の屋上に設置された塔屋や建築設備の突起部分は、眺望対象を遮り、スカイラインを乱すなど眺望景観の阻害要因となります。特に、剥き出しの設備は美観を損ねる要素となります。

◆眺望景観とまちなみの美観を整えていくことを目的として、次のように計画してください。なお、屋上につながる階段室や、塔屋状に見える小規模な屋上階を設けることを制限するものではありません。

1) 基本……屋上に突出物は、できるだけ設けない。

○専用機械室を必要としない機械室レスエレベーターや高架水槽を設けない給水方式（圧送方式など）を採用し、塔屋を設けないようにする。



現状



改善イメージ

2) 次善策として……建築計画上やむを得ない場合や、当該設備等を当面使用する場合は、突出物による影響をできるだけ軽減するよう工夫をしてください。

◎設備の周囲に外周壁を設け、遮蔽する（A）。

※外周壁の意匠は、建築物本体と同様とする

◎ルーバーで遮蔽する（B）。

※ルーバーの色彩は、屋根又は外壁の色彩の基準を適用する。→外壁の「色彩」の基準参照

◎屋上パラペットの立ち上げで遮蔽する。パラペットと設備との間隔が大きい場合は勾配屋根状にする（C）。

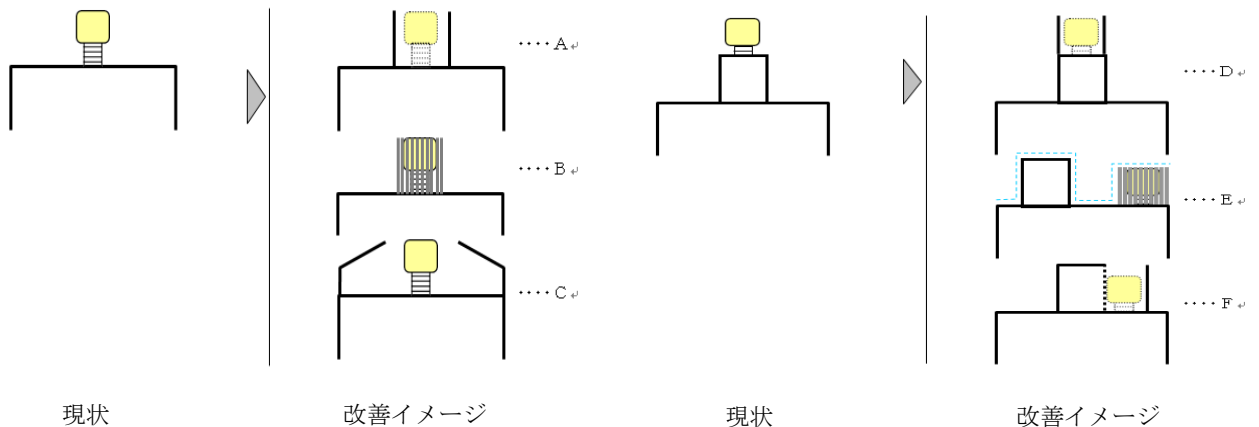
※勾配屋根状の部分は、屋根の形状の基準を適用する。→屋根の「形状、素材」の基準参照

※勾配屋根状の部分の色彩は、屋根の色彩の基準を適用する。→屋根の「色彩」の基準参照

△外周壁又はルーバーで遮蔽する（B）場合でも、D図のように、壁で囲まれた全体の高さが高くなって従前より突出し、スカイラインが落ちつかないものとならないようにすることが大切である。このため、既存の設備を修景する場合のみ可とし、新築や設備の新設の場合は不適とする。

×塔屋上に設置しない場合でも、設備部分を塔屋から離したり、高さが異なったりすると、建築物との一体感が無く、スカイラインも落ちつかないものとなるので避ける（E）。

◎上記のような場合は、塔屋に隣接して設備を配置するなど、塔屋と（建築物と）一体の外周壁で遮蔽し、スカイラインを整える（F）。



屋根等	スカイライン	■対象：尾道地区 (2)屋上、屋根、塔屋などには、携帯電話用基地局アンテナは原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物と一体となるような位置に配置すること。 ただし、アンテナ構造物が目立ちにくく、景観への影響が小さいと認められる場合は、この限りではない。

- ◆屋上等の建築設備に関する基準(p34～35)と同様の問題意識によるものです。
- ◆携帯電話用アンテナは、高層建築物の屋上などに突出し、景観を阻害する要素となることから、「建築設備」ではなく、別項目としています。



スカイラインや建築物の外観に影響を与えている基地局アンテナの例

- ◆このため、次のように計画してください。
 - 1) 基本……建築設備と同様に、屋上等に設置しないこととする。
 - 2) 次善策として……設置する場合は、アンテナ構造物が建築物から突出せず、目立たない配置にするなど、景観への影響がより小さいアンテナ構造物の採用や設置方法としてください。
 - ◎次のことを満たすよう計画する。
 - ・建築物の最高部の高さを超えない。
 - ・建築物の外壁（塔屋、建築設備を遮蔽するルーバーを含む）と一体化させる。
- ◆「アンテナ構造物が目立ちにくく、景観への影響が小さい」とは、景観への影響が、他の項目で許容している避雷針や地上波テレビアンテナと同程度の線的なものとしします。また、景観に配慮した壁面利用などのアンテナ構造物も該当します。

屋根等	形状、 素材	■対象：尾道地区(斜面市街地ゾーン)
		(1) 周囲の屋根並みに揃え、勾配屋根(1/10 勾配以上)とする。ただし、屋上を緑化等有効利用する場合は、この限りではない。

◆斜面市街地の建築物は戸建て住宅が多く、それらの屋根並みが、地区の景観の重要な要素となっています。



屋根面が連なる斜面市街地の景観（千光寺山）



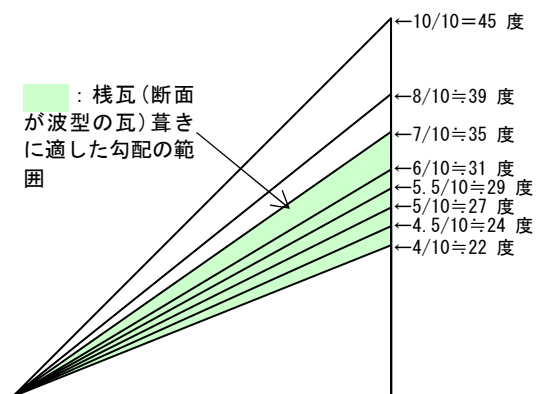
勾配が揃った屋根の連なり（西土堂町）

◆基準においては勾配屋根を1/10 勾配以上としています。これは「勾配屋根」としての最低限の定義づけを行ったに過ぎません。この基準が遵守されている限り、景観地区としての認定を行います。次のような屋根勾配への配慮をお願いします。

- ・和瓦の屋根勾配は一般に 4.5/10～5/10 とされており、斜面市街地でも 5/10 程度のものが多く観察されます。一部には、10/10（45 度）勾配程度の建築物が見受けられますが、勾配が大きいものは周囲の屋根並みと調和しにくくなります。
- ・また、棧瓦（断面が波形の瓦）葺きに適した勾配の範囲は 4/10～7/10 といわれており、周囲の景観との調和からも、この程度の勾配が目安として考えられます。



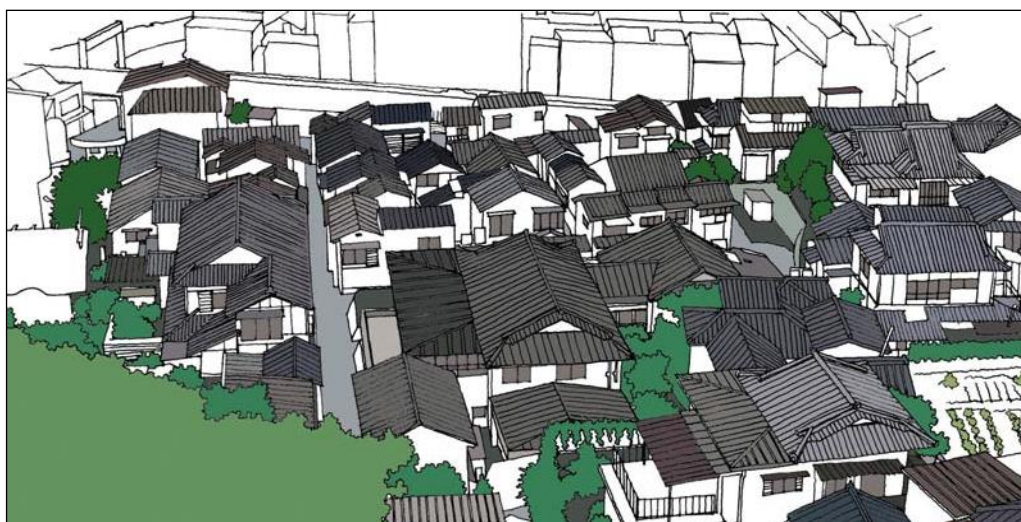
一般的に見られる屋根の勾配



- ◆一部の建築物で採用されている陸屋根は、景観の統一感を分断する傾向が見受けられます。これらにおいても、勾配屋根が採用された場合、斜面市街地の特徴がより明瞭になり、景観が向上していくものと考えられるので、勾配屋根の採用を計画してください。ただし、屋上の有効利用の必要性から陸屋根にする場合には、この限りではありません。



現状



勾配屋根のまちなみイメージ

屋根等	形状、	■対象：尾道地区(斜面市街地ゾーン) (2) 伝統的な素材の使用や、瓦葺き又は瓦風の雰囲気を持つその他の屋根材で葺いたものを基本とする。
	素材	

- ◆斜面市街地の建築物は、勾配屋根とグレーの瓦屋根によって一定の統一感があり、和風の落ち着いた景観を形づくっています。このような景観の特徴を伸長させるため、瓦や瓦風（瓦形状）の雰囲気を持つその他の屋根材で葺かれた勾配屋根を用いることを原則とします。

屋根等	色彩	■対象：尾道地区、向島地区
		屋根（陸屋根は除く。）及び外観が勾配屋根に類似する構造物の色彩は、明度、彩度を低くすること。

- ◆建築物の屋根の色彩は、地域の景観に大きな影響を及ぼす要素です。特に、景観地区では、尾道三山からの見下ろしや、向島から見える斜面市街地の家並み景観の中で屋根が見えやすいという特徴があります。
- ◆景観計画区域における屋根の色彩については、次のような配慮が望まれます。
 - ・尾道の自然・歴史・文化の彩りを尊重……景観地区の屋根は、大部分が穏やかな色彩となっています。尾道三山・尾道水道の自然景観や歴史的景観から突出する鮮やかな色彩の屋根も見られることから、尾道らしい自然・歴史・文化の彩りが色濃く感じられる、品格のある色彩景観としていくことが大切です。
 - ・屋根材の色彩特性を考慮……一般に低明度・低彩度色が多く用いられています。ただし、戸建て住宅などの濃いグレーの瓦屋根も、多くは、純粋なグレー（無彩色）ではなく、やや黄色みを帯び、暖かみのある色彩となっています。（色相 5 Y、明度 4.0～4.5 程度、彩度 0.5～1.0 程度が最も多くなっています。）
- ◆以上のことから、実際に使用する明度・彩度としては、原則、次の色彩範囲としてください。（次頁のチャート参照）

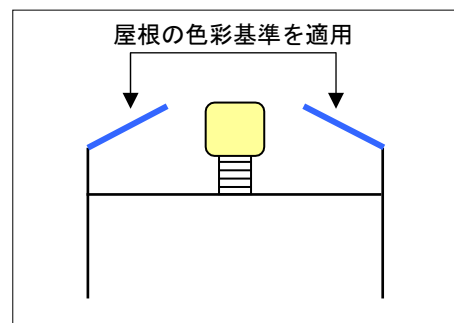
色相が10R～5 Yの場合	→明度 6 以下、彩度 4 以下
その他の色相の場合	→明度 6 以下、彩度 1 以下
（マンセル表色系による）	

※マンセル表色系については、「4 色彩の表し方」（p 53～54）をご覧ください。

- ◆上記の色彩の範囲を超える場合は、「尾道市景観審議会」の意見を聴いた上で、良好な景観形成に支障を及ぼさないと認めたものに限り認定します。
- ◆「外観が勾配屋根に類似する構造物」とは、屋上設備の遮蔽や修景などの目的で設置するパラペットや架構式の構造物などで、傾斜を付けることによって勾配屋根状に見えるものを想定しています。このような部位については、屋根の色彩基準を適用し、落ち着いた色の色彩としてください。



上部外観が勾配屋根に類似する建築物の例（屋根の色彩は景観地区では不適合）



- ◆なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

□景観地区の屋根等の色彩基準 カラーチャート（マンセル表色系による）

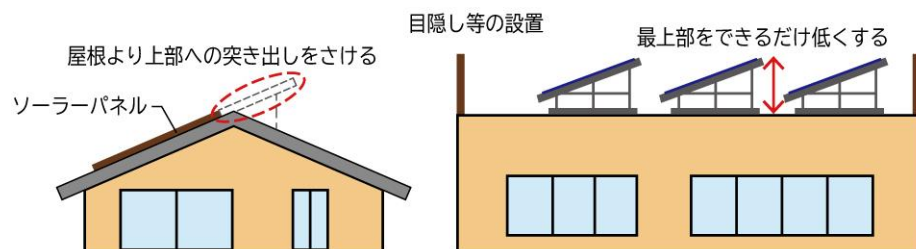
※下のチャートは、基準内の色彩を簡単に一覧するためのものです。本手引としては、別刷りのA3判チャートをご覧ください。なお、その場合も、必ずしも実際の色彩が正確に再現されていないことをご了解ください。具体的な計画の際には、「4-（2）素材とマンセル表色系との対応」（p54）で紹介している色見本などで確認してください。



屋根等	太陽光発電設備	<p>■対象：尾道地区、向島地区</p> <p>屋根上に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根等と調和するよう明度、彩度を低くし、次のとおりとする。</p> <p>①勾配屋根及び外観が勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、屋根等からの突き出しのないように設置する。</p> <p>②陸屋根に設置する場合は、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景に努める。</p>

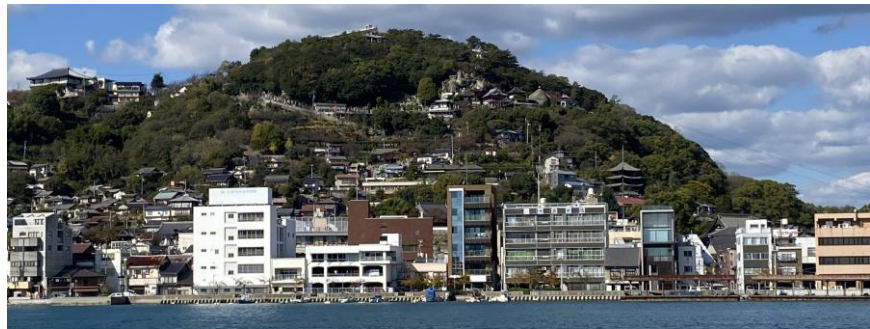
◆建築物の勾配屋根や陸屋根などに設置された太陽光発電設備は、違和感のある景観や眺望景観の阻害要因とならないように、次の点を参考に計画してください。

- ・太陽光発電設備は、屋根と調和する明度や彩度を抑えた色彩の低反射性のソーラーパネルを使用する。
- ・勾配屋根や勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、構造物と一体的に見えるように、屋根から突き出さないようにする。
- ・陸屋根に設置する場合は、周辺から見えにくくするため、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、パラペット等により目隠しをするなどの工夫を行う。



外壁	外壁の形態	■対象：尾道地区、向島地区 大規模な建築物（地上5階以上又は水平方向の長辺が30m以上ある建築物）の外壁は、威圧感や単調さを軽減し、周辺のまちなみとの調和を図るため、次のいずれかの基準に適合すること。 ①凹凸や中高層部の壁面後退などにより外壁面の形を分節化する。 ②色彩や素材の組み合わせ、目地の付加などにより、威圧感を緩和する外観とする。

- ◆一般的に、大規模な建築物は、景観の中で次のような影響を与える場合があります。
 - ・周囲に対して圧迫感や威圧感をもたらす。
 - ・外観デザインの変化が少ない場合は、単調な景観となる。
 - ・全体的に小規模な建築物が多い景観地区内においては、スケールの違和感を生じさせる。
- ◆このため、大小異なる規模の建築物を景観の中で調和させ、一体感のあるまちなみを形成することを目的として、次のように計画してください。
 - ・外壁面を分節化し、一つ一つの壁面を小さくする。
 - ・外観の色彩や素材、構造などデザインを施し、圧迫感を軽減する。



中高層建築物が混在しながらも細やかで、親しみやすいスケール感と表情を持った尾道の景観



複数の色彩と壁面の凹凸を組み合わせ分節化している建築物の例



北側を雁行状に分節している建築物の例。傾斜屋根を付けてスカイラインにも配慮



外壁面の分節化は限定的で、ほぼ同一のデザイン・色彩の建築物の例



表情のない外壁の形態例(タワーパーキング)

外壁	ファサード	■対象：尾道地区(海辺市街地ゾーン) 建築物の尾道水道側の面について、尾道水道及び向島からの眺望に配慮し、開口部や庇の配置、素材や色彩を工夫してアクセントを持たせるなど、建物の裏側を感じさせない意匠とすること。

- ◆海辺市街地の建築物は、対岸の向島や渡船、尾道側の海辺のプロムナードからも見えることから、正面と感じられるようなデザインを採用し、海側にも豊かな表情を持った尾道らしいまちなみをつくっていくものです。



大きな窓面や庇による表情づけの例



表情のある建築物が水辺景観を向上させている例

外壁	色彩	■対象：尾道地区、向島地区 外壁の色彩は、彩度を低くすること。ただし、アクセントとして用いるものはこの限りではない。アクセントとして用いる範囲は、開口部を除いた見付面積の1/5以内とすること。 尾道地区(斜面市街地ゾーン、沿道市街地ゾーン) 尾道三山の自然と調和したまちなみを形成する穏やかな色彩とすること。 尾道地区(中心市街地ゾーン、海辺市街地ゾーン) 既成のまちなみと調和する穏やかな色彩とすること。 向島地区 温かみのある尾道水道と調和する穏やかな色彩とすること。

◆建築物の色彩特性を考慮……景観地区においては、市街地を取り囲む水や緑の色彩よりも穏やかで、全体的に暖かみを感じさせる色彩が基調となっていることから、暖色系の低彩度色を基本としていくことが大切です。

◆地区・ゾーンごとの色彩特性を考慮……景観地区の中でも、山陽本線北の斜面市街地などの山手側と平地部では色彩特性が異なっており、それぞれの特徴を伸ばさせることが大切です。

・斜面市街地などでは、暖色・低彩度色を基本とした統一感の中に、木材・土壁・石材など自然素材の明暗による、メリハリのある色彩が見られます。また、中心市街地ゾーンの伝統的な戸建て住宅などにも、この特徴があります。

・平地部では、暖かみがあり(暖色)、明るく(中・高明度色)、穏やかな(低彩度色)色彩が連続したまちなみ景観が特徴となっています。

◆実際に使用する外壁の基調色としては、原則、次の色彩範囲としてください。

〔斜面市街地ゾーン・沿道市街地ゾーン〕

色相が5 YR～5 Yの場合	→明度9以下、彩度4以下
その他の色相の場合	→明度9以下、彩度1以下 (マンセル表色系による)

〔中心市街地ゾーン・海辺市街地ゾーン・向島地区〕

・明るく、暖かみのある色彩を重視し、明度の下限を設けています。

色相が5 YR～5 Yの場合	→明度5以上9以下、彩度4以下
その他の色相の場合	→明度5以上9以下、彩度1以下 (マンセル表色系による)

※マンセル表色系については、「4 色彩の表し方」(p53～54)をご覧ください。

◆上記の色彩の範囲を超える場合は、「尾道市景観審議会」の意見を聴いた上で、良好な景観形成に支障を及ぼさないと認めたものに限り認定します。



それぞれに色彩の特徴がある山手側と平地部の市街地

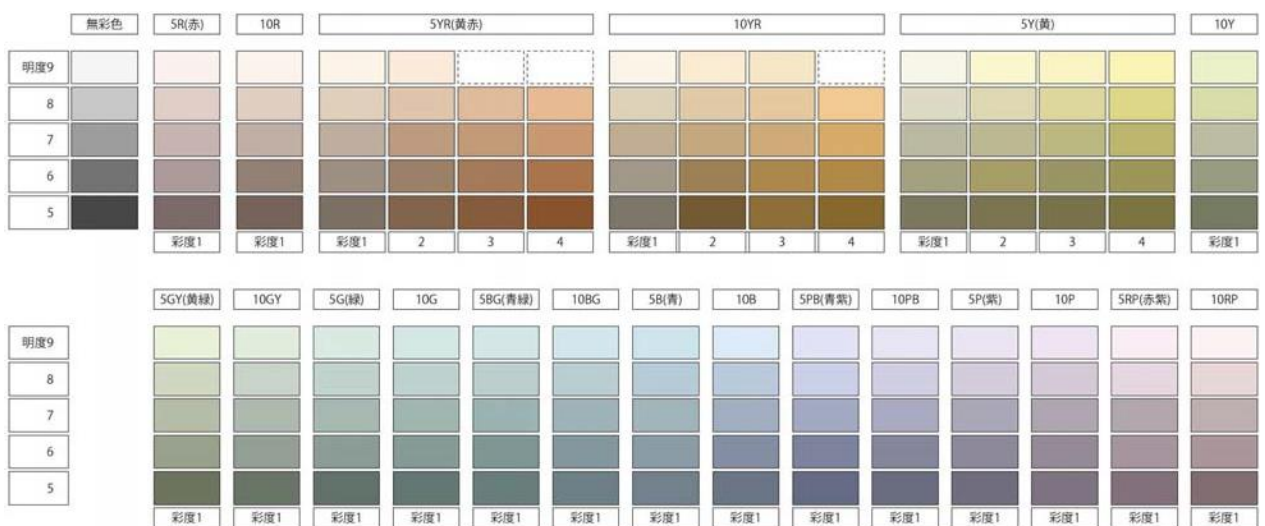
□ 景観地区の外壁の色彩基準 カラーチャート（マンセル表色系による）

※下のチャートは、基準内の色彩を簡単に一覧するためのものです。本手引としては、別刷りのA3判チャートをご覧ください。なお、その場合も、必ずしも実際の色が正確に再現されていないことをご確認ください。具体的な計画の際には、「4-（2）素材とマンセル表色系との対応」（p53）で紹介している色見本などで確認してください。

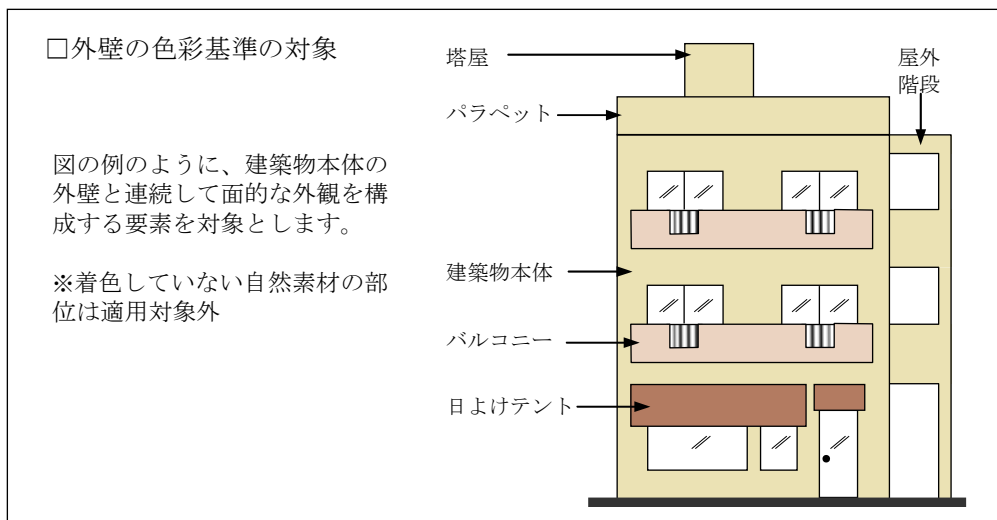
〔斜面市街地ゾーン、沿道市街地ゾーン〕



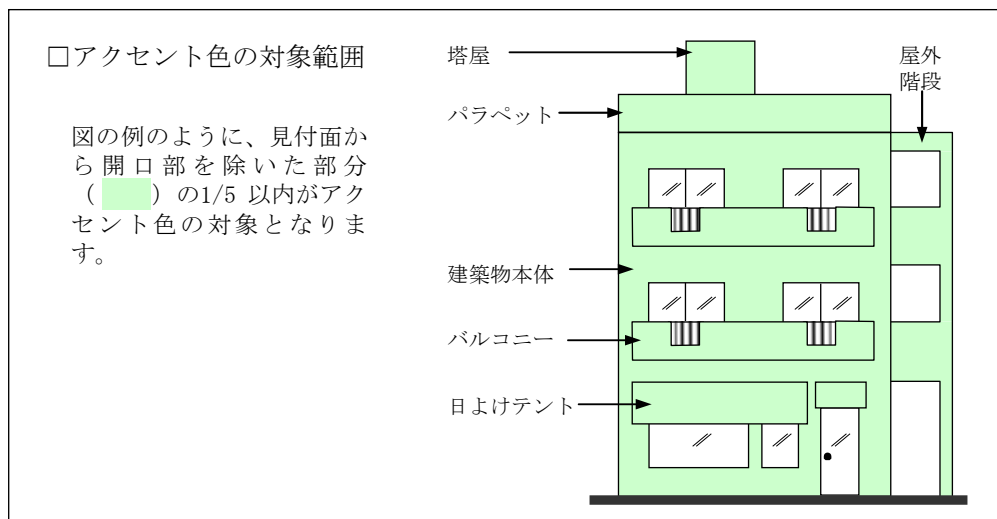
〔中心市街地ゾーン、海辺市街地ゾーン、向島地区〕



- ◆外壁の色彩基準の対象は、屋上パラペットやバルコニー、屋外階段の外壁面、日よけテントの面など、建築物の外壁と連続して面的な外観を構成する要素を含みます。ただし、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。



- ◆外壁の色彩基準外の色彩を「アクセント色」として使用することができます。
 - ・アクセントとして用いる範囲は、開口部を除いた見付面積の 1/5 以内とします。立面図を基に算定してください。
 - ・アクセント色は、住宅地、商業地など当該行為の場所の特性に配慮してください。
 - ・最上階の外壁や屋上のパラペットは、眺望景観の中で目立ちやすい場所であるため、これらの場所では、できるだけ高彩度の色彩などを控えてください。



低層部の形態	■対象：尾道地区（海辺市街地ゾーン） 隣地からの外壁の後退や1階部分へのピロティ構造の導入、窓面などを通して海が見えるようにするなど、市街地側から尾道水道への透視性を確保すること。ただし、1階部分の用途、構造などの条件からやむを得ない場合は、この限りでない。

◆海岸通りなどから尾道水道や向島を感じられるような、細やかな景観上の配慮を期待しています。

◆次のような建築物では「やむを得ない」場合として扱います。

- ・用途上（1階部分が住宅や内部を見ることが適当でない業務施設など）
- ・規模・構造上（1階部分に面的に間仕切りを設ける必要がある場合など）



尾道水道側が透視できる1階部分のピロティ

建築設備等	■対象：尾道地区、向島地区 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物を建築する場合は、以下の基準に適合すること。 (1)屋外階段や建築設備(屋上、屋根、階段室などに設置するものを除く。)を設置する場合は、次のいずれかとする。 ①建築物と一体となった意匠とする。 ②周囲の公共用空地から直接望見できない位置に配置する。 ③ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。 (2)テレビ受信アンテナを設置する場合は、共同化する。 (3)建築物に附属する駐車場、駐輪場及びごみ置き場を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠とする。

◆対象となる建築物の規模を、景観計画と同じ一定規模以上のものとしています。

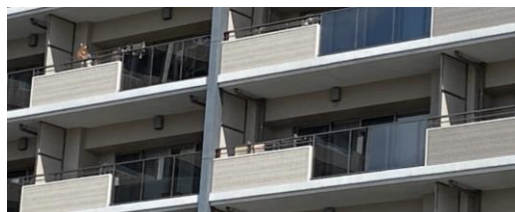
◆いずれの項目も、建築物に附属する設備や構造物などを修景し、美観を整えることを目的とするものです。

◆なお、(1)の「建築設備」は、次のように扱います。

- ・「建築設備」とは、建築基準法第2条第3号で定義されているものですが、建築物内部に設置されるものなど、外部から見えない建築設備は対象となりません。
- ・かっこ内の「屋上、屋根、階段室などに設置するものを除く。」については、前掲の「屋根等」-「スカイライン」(p34~36)で対象としているため、該当ページを参照してください。



排水管や空調ダクトをデザインの一部に組み込んでいる建築物の例



空調設備を腰壁で目隠している例

建築物の塀や 柵などの意匠	■対象：尾道地区 建築物に附属する塀や柵の素材は、原則として自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）又は伝統的な素材を用いることとし、これによりがたい場合は次のいずれかの基準に適合すること。 ①化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀などとし、着色する場合は、彩度を低くすること。 ②金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能がが必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。
	◆敷地周りに設けられる塀・柵などは、建築物や道路などと一体になってまちなみ景観を構成する要素で、適度な表情を持ちながら周囲にとけ込むような意匠が望まれます。尾道の景観特性にも適した木、竹、石などの自然素材を積極的に採用してください。 ◆自然素材を採用することができず、コンクリートや金属を用いる場合にも、上記の趣旨を尊重してください。 [コンクリートを使用する場合] ・はつり処理、凹凸による陰影効果など、表情のあるもの ・着色する場合は、当該敷地や隣接地の建築物よりも目立たない低彩度とする。また、退色や汚れが生じる表面へのペイントではなく、着色剤（混和剤）などの使用が望ましい。 [金属製の柵にする場合] ・パイプ型、ネット型など透視性のあるもの ・色彩は、市道などで用いている褐色系を基本とし、地域の特性に応じて無彩色や低彩度の落ち着いた色彩のものを選定する。



木製の柵



はつり処理のコンクリートの上に金属製の柵を設置（透視性を確保）

建築物の塀や 柵などの意匠	■対象：向島地区 金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能がが必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。
	◆上記の、尾道地区における金属製の柵と同様に扱います。

②工作物の形態意匠

塀や柵の意匠	<p>■対象：尾道地区</p> <p>建築敷地に設ける塀や柵（建築物の一部を構成する塀は除く。）の素材は、原則として自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>①化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀などとし、着色する場合は、彩度を低くすること。</p> <p>②金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。</p>
--------	--

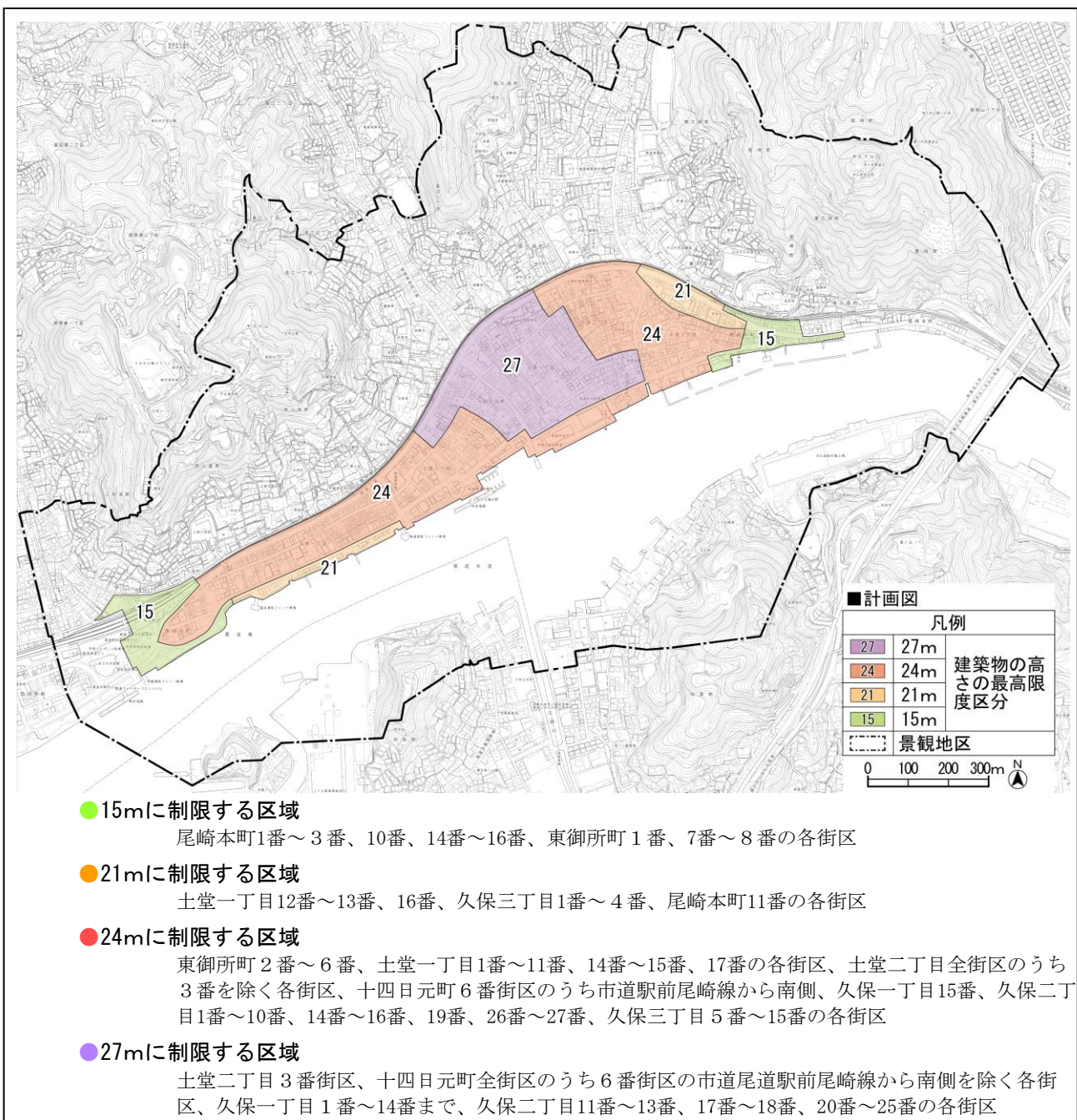
塀や柵の意匠	<p>■対象：向島地区</p> <p>金属製の柵を設ける場合は、自然素材を模したものの又は防犯若しくは目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があるものとする。また、色彩は、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。</p>
--------	--

- ◆この二つの基準は、建築敷地に設けられる塀・柵のうち、建築基準法上の建築物として扱われないものを対象としており、前頁の「建築物の塀や柵の意匠」基準を補完するためのものです。基準の運用は、前頁と同様に扱います。

(7) 建築物・工作物の高さの最高限度

建築物の高さの最高限度	<p>①建築物の高さの最高限度は、別図のとおりとする。この場合、高さは建築基準法施行令第2条第1項第6号（同号のただし書きを除く。避雷設備は不算入とする。）の規定により算定するものとする。</p> <p>②景観地区に関する都市計画が定められた際、現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、①に適合しない場合において、これらの建築物を建て替える際は、建て替え前の最高高さを最高限度とする。ただし、①の高さを超える部分の四方の見付面積の総和は、建て替え前と同等以下にしなければならない。</p>
-------------	---

- ◆景観地区では、眺望景観を保全していくため、形態意匠に関する制限とともに、建築物・工作物の高さの最高限度を定めています。
- ◆次の図で数字を記載した区域では、それぞれの数値（m）が建築物の高さの最高限度となります。この制限値を超える建築物は、建築確認済証が交付されません。



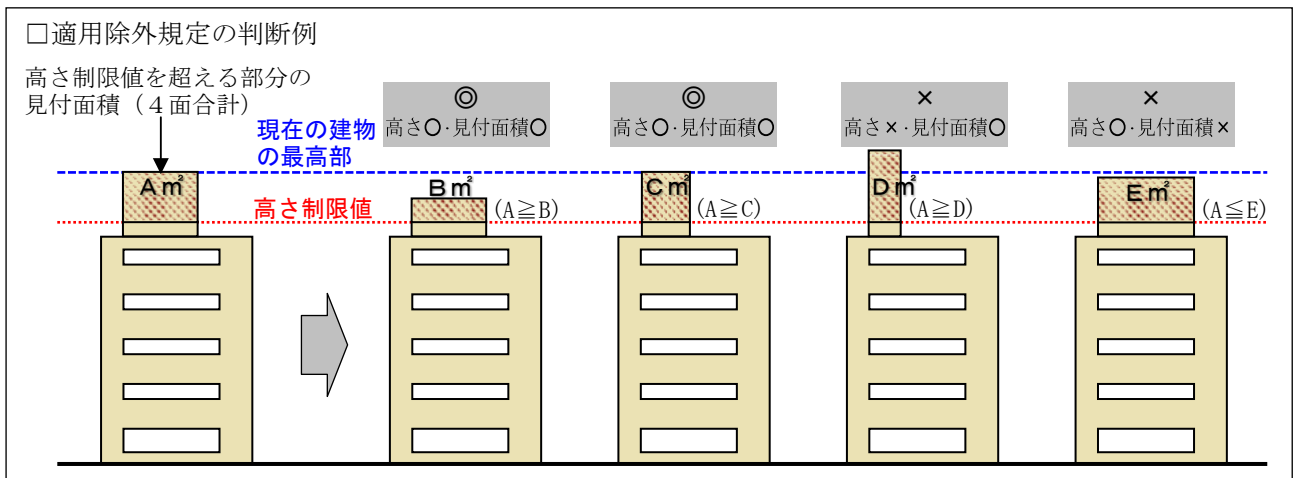
◆建築物の最高部の高さの算定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定した地盤面からの高さとしします。

- ・なお、同号ただし書きの、塔屋等の屋上部分と屋上突出物等に関する規定は適用せず、規模等にかかわらず、その最高部を当該建築物の最高部として扱います。
- ・高さに算入するもの、算入しないものは、次のとおりです。（避雷設備は、安全上、設置が義務付けられている設備であり、景観への影響が小さいため算入しません）

塔屋等の屋上部分と屋上突出物等で、高さに算入するもの		算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓 ・通常規模の昇降ロビー ・空調機械室・排煙機械室・発電機室・吊上式自動車車庫の機械室等 ・雪下ろし塔屋 ・時計塔、教会の塔上部分 ・高架水槽（周囲を遮蔽するルーバー等を含む） ・キュービクル等の電気設備機器 ・クーリングタワー等の空調設備機器 	<ul style="list-style-type: none"> ・棟飾、防火壁 ・躯体の突出物（採光・換気窓等の立上り部分、パイプ・ダクトスペース等の立上り部分、箱むね） ・外装等部材（鬼瓦、装飾用工作物、手すり） ・建築設備（煙突、アンテナ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避雷設備

◆既存建築物については、その建替え時における高さの最高限度の適用除外規定を設けています。

- ・景観地区内の既存不適格の建築物を改築する（解体して建て替える）場合は、既存建築物の最高部の高さの範囲で、都市計画で定めた高さの制限を超える部分にある既存建築物の部分の4面の総見付面積以下で、現在の建築物の高さまでは建築できます。



工作物の高さの最高限度	工作物の高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合には、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。）の最高限度は、景観地区に関する都市計画に定める建築物の高さの最高限度とする。
-------------	---

- ◆建築物と同様に、尾道市景観条例において、工作物の高さの最高限度を定めています。
- ◆対象となる工作物は、景観計画の届出対象となる工作物（p11 参照）のうち、「擁壁その他これに類するもの」を除くすべての工作物（区分のbとc）です。
- ◆高さの最高限度を制限する区域と具体的な制限値は、建築物の場合と同じです。
- ◆また、工作物の最高部の高さの算定は、建築物と同様に地盤面が基準となります。
- ◆なお、既存工作物に関する適用除外規定は設けていません。

3 屋外広告物

屋外広告物については、「尾道市屋外広告物条例」により、市内全域で表示面積・高さ、色彩等に一定の制限が設けられています。そのうち、本手引では、景観地区の良好な景観を保全するために定められている内容を参考としてご紹介します。

※市内全域における制限や以下の内容の詳細は、本手引と別に作成している「尾道市屋外広告物条例の解説」をご覧ください。（尾道市ホームページに掲載しています。）

表示面積、高さ等	景観地区における屋外広告物の表示面積、高さの上限は、景観地区のまちなみに調和する規模とします。
----------	---

◆景観計画区域(景観地区以外)、景観地区内の屋外広告物の種類別の表示面積・高さは、以下の通りです。規模や色彩を抑えることで、景観地区のまちなみに調和する屋外広告物となるように基準が設けられています。詳細については、「尾道市屋外広告物条例の解説」（尾道市ホームページに掲載）をご覧ください。

◆屋上広告物は、景観地区における良好な眺望景観の支障となりやすい要素となっていることから、原則として設置できません。

広告物の種類	景観地区以外		景観地区	
	面積	高さ	面積	高さ
平看板	□ 30㎡以下	□ 6m以下	□ 15㎡以下	□ 3m以下
広告塔	—	□ 10m以下	—	□ 5m以下
建築物の屋上広告物	—	□ 4.6m以下かつ建築物の高さと同等以下	設置不可	
建築物の壁面広告	□ 30㎡以下	—	□ 15㎡以下	—
建築物の突出し看板	□ 20㎡以下	—	□ 10㎡以下	—
工作物の突出し看板	□ 20㎡以下	□ 1.5m以下	□ 10㎡以下	□ 10m以下
アーチ看板	□ 30㎡以下	—	□ 20㎡以下	—
幕広告	□ 20㎡以下	—	□ 20㎡以下	—



屋上広告の禁止や、屋外広告物の表示面積・色彩の制限により尾道らしい眺望景観が守られています。



広告塔のコーポレートカラーの基調色(赤)と文字(白)の色を反転し、景観地区と調和したデザインを導入している例

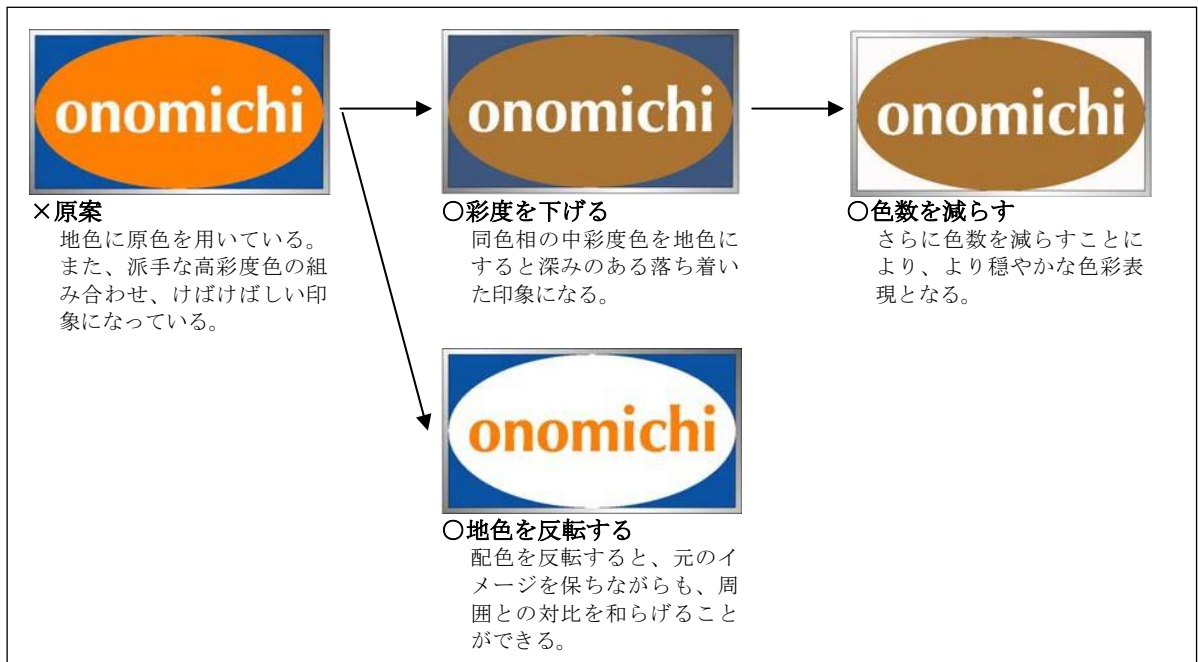
広告物の基調色（地色）	広告物の基調色は彩度の高い色を使用しないこととします。
-------------	-----------------------------

- ◆景観地区においては、屋外広告物の基調色（文字等の周囲の地色）に、高彩度色の使用を控えてください。
 - ・企業のコーポレートカラーなどが決められている場合でも、その使用部位を工夫するなど、できるだけ周囲の景観との調和がとれるよう検討してください。
- ◆実際に使用する屋外広告物の基調色としては、原則、次の色彩範囲としてください。

色相がY～YRの場合	→彩度10以下
その他の色相の場合	→彩度8以下

（マンセル表色系による）

□色彩の使用の工夫例

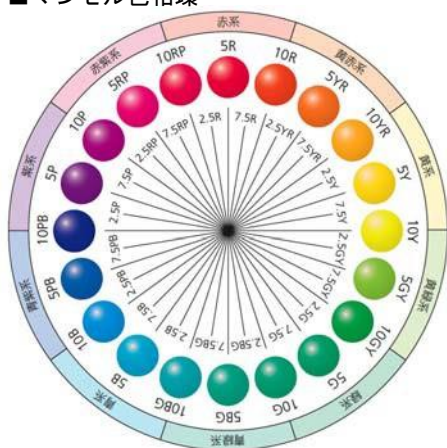


4 色彩の表し方

(1) マンセル表色系の概要

マンセル表色系は、色彩を数値化したもので、「色相」、「明度」、「彩度」の3属性の組み合わせによって一つの色を表します。

■マンセル色相環



色相 (Hue)

色相は、色の種類 (色合い) を示すもので、色名の頭文字をとったアルファベットと数字の組み合わせによって表示します。

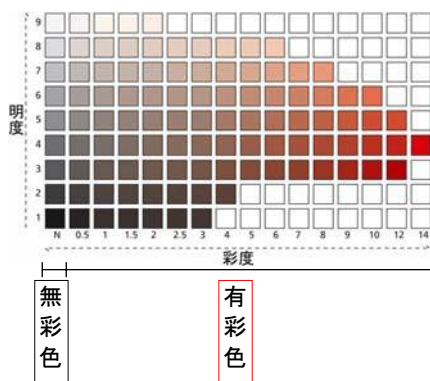
- 赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の五つの基本色相と、その中間の黄赤(YR)、黄緑(YG)、青緑(BG)、青紫(BP)、赤紫(RP)の五つを加えて10色相としています。
- さらにそれぞれの色相を10分割し、全体を100色相とします。それぞれに0から10の数字を組み合わせることで表し、これを順番に並べたものを「色相環」といいます。
- 図の色相環で、5R、5YR、5Gなど、5が付けられた色相が上記の10色相となります。また、Rを例にすると、0R・・・5R・・・10Rと段階的になっており、0Rは10RPと一致し、10Rは0YRと一致します。

明度 (Value)

明度は、色の明るさを示すもので、数字で表示します。

- 白や黒など色味を持たない色を「無彩色」といい、明度はこれを基準に決められます。すなわち、無彩色の中で最も明るい白を明度10、最も暗い黒を明度0とし、その中間のグレーの範囲に1～9の数字を割り当てています。
- ただし、明度10、明度0は、それぞれ光の全反射、全吸収という理論上の理想的な状態を表すもので、現実には表現できない色であるため、白は9.5、黒は1で表示しています。

■等色相面 (例: 5R) の明度と彩度



彩度 (Chroma)

彩度は、色の鮮やかさを示すもので、数字で表示します。

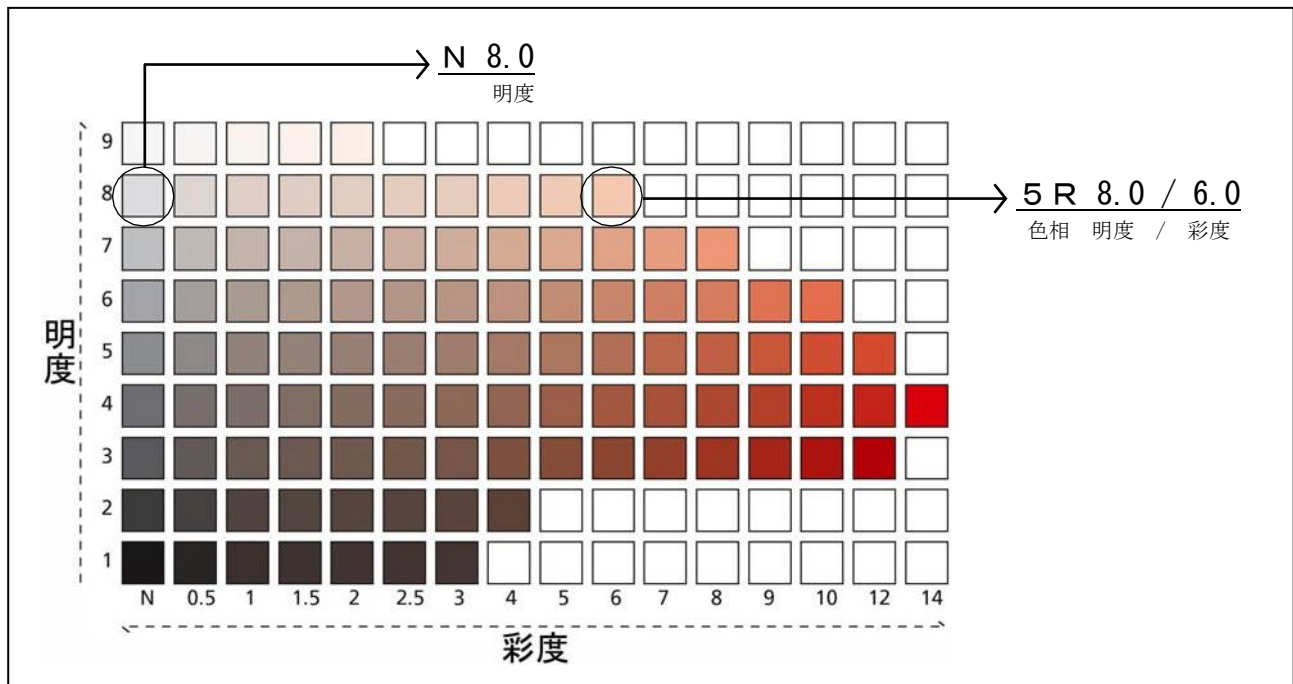
- 白や黒など色味を持たない「無彩色」を彩度0とし、値が大きくなるほど彩度 (鮮やかさ) が高い色となります。なお、彩度が0より大きい色を「有彩色」といいます。
- 最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は色相によって異なり、JIS標準色票では、赤・黄系で14程度、青系で8～10程度となっています。

マンセル記号

マンセル記号は、以上の3つの属性の尺度を順に並べたものです。

- 有彩色の場合 : 次頁の例の色彩は、5Rの色相に属し、明度が8.0、彩度が6.0であることから「5R8.0/6.0」と記し、「5アール、8.0の6.0」と読みます。
- 無彩色の場合 : 色相の区別が無く、彩度が0と定まっています。ニュートラルの意味を表すNの文字と明度を表す数字で表示します。次頁の例では「N8.0」と記し、「エヌ8.0」と読みます。

■マンセル記号の見方（色相5 Rでの例）



(2) 素材とマンセル表色系との対応

景観計画と景観地区の建築物・工作物に関する色彩基準については、マンセル表色系に基づいて計画検討や届出・認定申請をしてください。

実際に使用される素材や塗料などの色彩をマンセル表色系で把握するには、次の方法が考えられます。

- ① 社団法人日本塗料工業会 (<https://www.toryo.or.jp/>) が発行している「日本塗料工業会標準色見本帳」によってチェックすることが可能です。
 - ・ 見本帳で使用している色彩記号がマンセル値に換算できる仕組みになっています。
 - ・ 石材やタイルなどでもその色を比較類推することはできます。
- ② DIC カラーに関しては、こちらのホームページから、DIC の色番号を指定することにより、マンセル値を調べていただくことができます。
<https://www.dic-graphics.co.jp/color/search/>
- ③ タイルや大手メーカーの外装材などの場合、メーカーに問い合わせればマンセル値を教えてくれる場合が増えてきました。
- ④ どうしてもわからない場合は、実物の素材を提出していただければ、尾道市の職員が判定します。

なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外としているので、これらについての色彩チェックは不要です。

4 届出、申請の手続き

景観計画区域内と景観地区区域内において行う行為の手続きの流れを紹介しています。

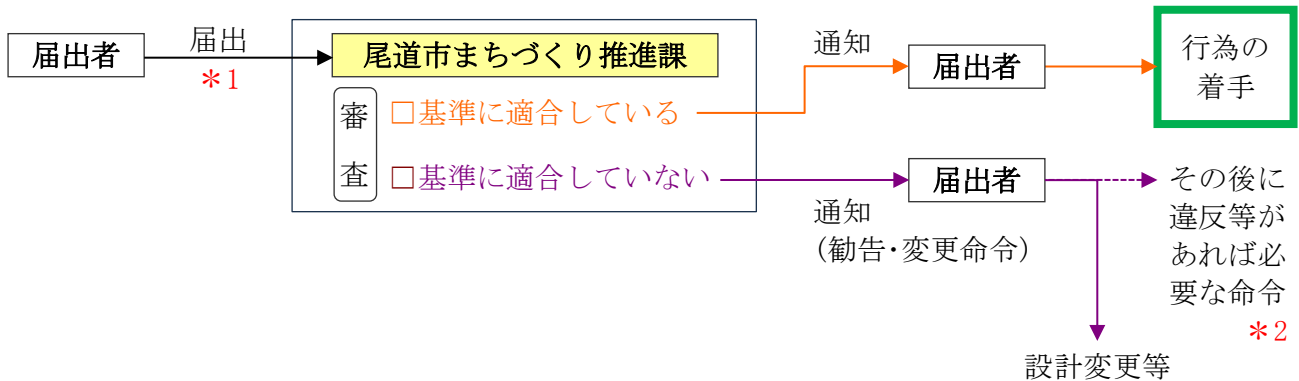
○届出又は認定申請が必要となる行為の詳細については、本手引の p 11～12、P29～31 等で確認してください。

○届出又は認定申請は、十分な余裕をもって行ってください。手続きを円滑に進めるため、**基本設計段階など、届出・認定申請前での事前相談も受けます**ので、お気軽にお問い合わせください。

(1) 景観計画区域内での行為

全ての届出対象行為について

届出から30日以内（必要な場合は90日以内）、又は基準に適合している旨の通知を受け取るまでは行為に着手できない ***3**



【事前相談のお願い】

基本設計段階など、届出前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

【違反に対する罰則等】

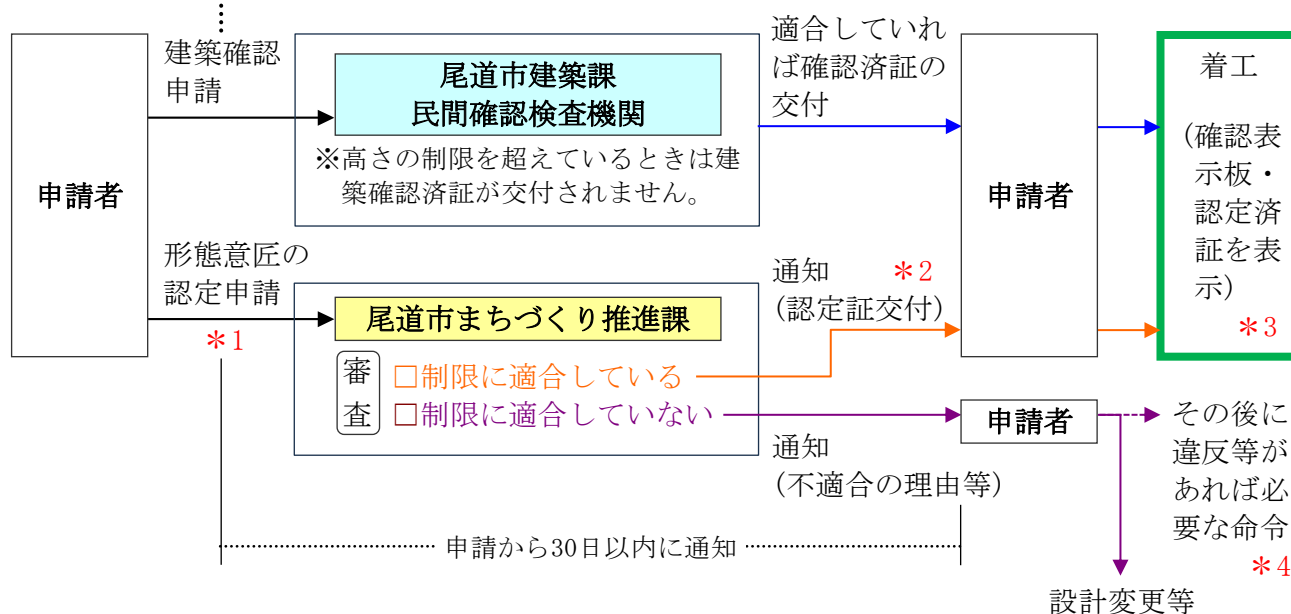
- *1 届出をしなかった、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
- *2 設計変更等の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金
- *3 届出から30日以内又は通知を受け取るまでに着手した場合、30万円以下の罰金など

(2) 景観地区内での行為

①建築物の場合（形態意匠、高さの最高限度）

工事などのための仮設の建築物であっても、設置する場所や期間を確認するため、認定申請書を提出してください。この場合、添付書類は省略できます。

※建築確認が不要となる建築物では形態意匠の認定申請だけになります。



【事前相談のお願い】

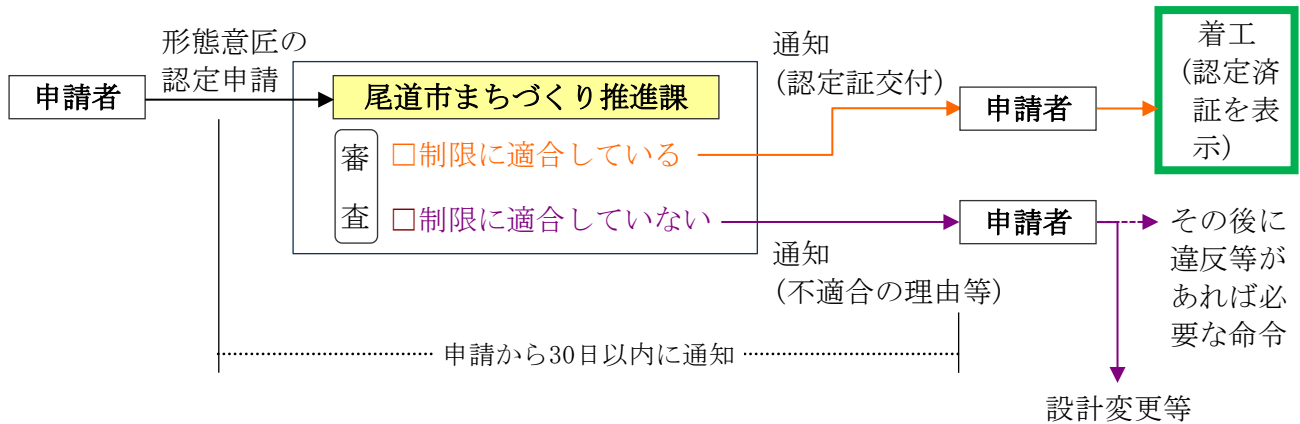
基本設計段階など、認定申請前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

【違反に対する罰則等】

- *1 認定申請をしなかった、又は虚偽の認定申請をした場合、50万円以下の罰金
- *2 認定を受けずに着工した場合、50万円以下の罰金
- *3 認定済証を表示しなかった場合、30万円以下の罰金
- *4 違反建築物に対する命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金 など

②工作物のうち垣・柵・塀の場合（形態意匠）

工事などのための仮設の工作物であっても、設置する場所や期間を確認するため、認定申請書を提出してください。この場合、添付書類は省略できます。



【違反に対する罰則等】

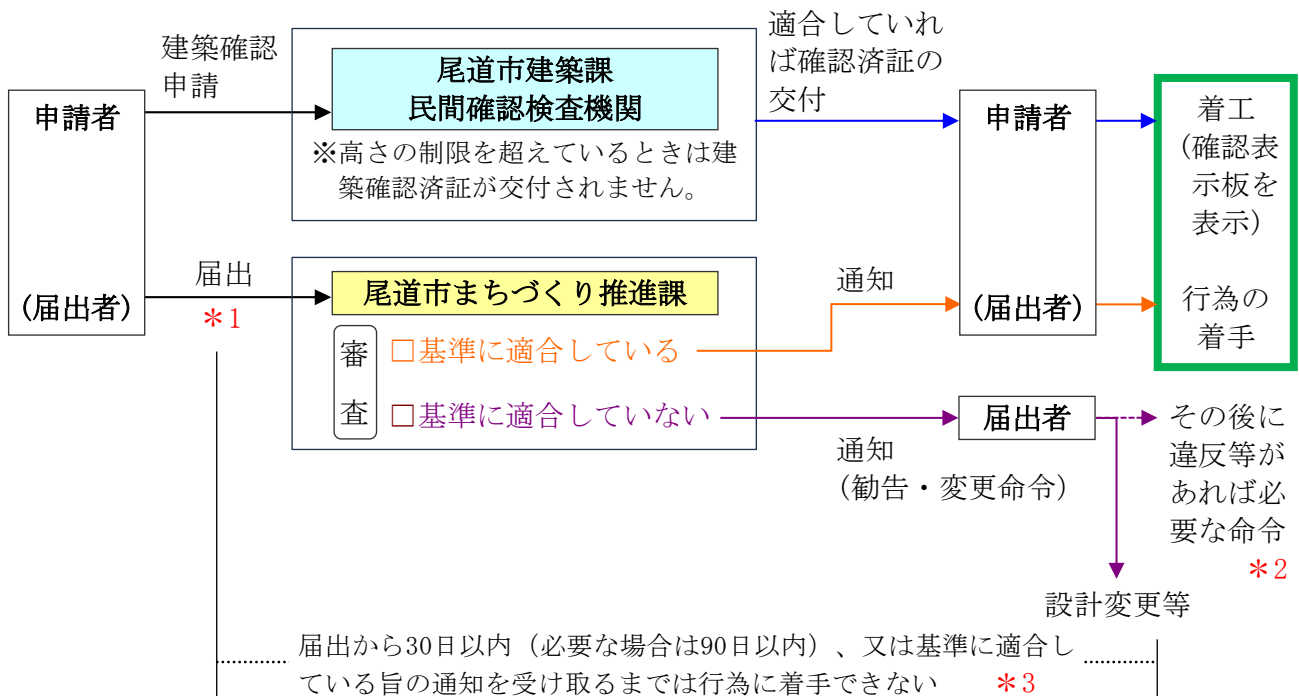
- 違反工作物であることの標識設置
- 工事請負人の住所・氏名などを国土交通大臣や県知事に通知 など

③工作物のうち垣・柵・塀以外の場合

ア 届出、申請が必要な場合

景観計画の届出対象工作物（p11 参照）について、景観計画の基準と景観地区の高さ制限に適合しているかどうかを確認するものです。

【ア-1】景観計画の届出+建築確認申請が必要なもの



【事前相談のお願い】

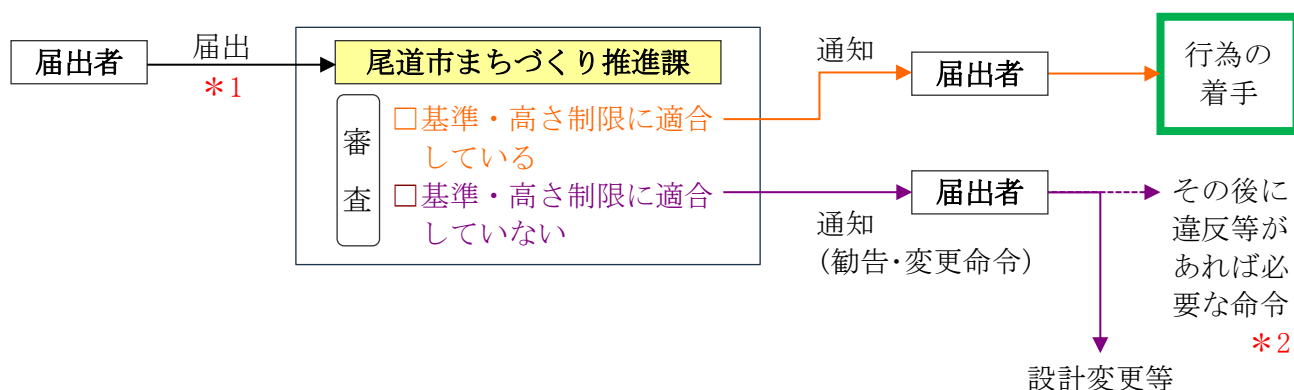
基本設計段階など、届出前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

【違反に対する罰則等】

- *1 届出をしなかった、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
- *2 設計変更等の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金
- *3 届出から30日以内又は通知を受け取るまでに着手した場合、30万円以下の罰金など

【ア-2】景観計画の届出のみ必要なもの

届出から30日以内（必要な場合は90日以内）、又は基準に適合している旨の通知を受け取るまでは行為に着手できない *3



【事前相談のお願い】

基本設計段階など、届出前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

【違反に対する罰則等】

- *1 届出をしなかった、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
- *2 設計変更等の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金
- *3 届出から30日以内に着手した場合、30万円以下の罰金 など

イ 届出、申請が不要な場合

景観地区内における工作物は、景観計画の届出が不要な規模で、建築確認申請が不要のものであっても、高さの制限への適合義務があります。

景観地区内で建築物の屋上などに工作物を設置する場合は、高さの制限に十分注意してください。

【違反に対する罰則等】

- 違反工作物であることの標識設置
- 工事請負人の住所・氏名などを国土交通大臣や県知事に通知 など

仮設建築物・仮設工作物は・・・

非常災害があったとき、市長が指定するエリアで、災害で破損した建築物・工作物の応急修理をするとき、国・県・市・日本赤十字社が応急仮設建築物・工作物をつくるとき、又は被災者が自分で使用する一定規模以下の建築物・工作物を、災害発生から1か月以内に着工してつくるときは、認定申請は必要ありません。

仮設建築物・工作物を、3か月を超えて使用しようとするときは、市長の許可が必要です。市長は、2年以内の期限を設けて許可することができます。

5 届出、申請の提出書類

届出又は認定申請の際は、尾道市に以下の書類の正本と副本の2部提出してください。
 チェックリストは、景観形成の基準の内容をわかりやすく一覧表にまとめたものです。
 計画段階の検討や、届出又は認定申請時に活用してください。

(1) 景観計画の届出

景観計画区域内(市内全域)で一定規模以上の建築行為(p11)を行う場合、届出書類として以下の提出物が必要です。

重点地区(瀬戸田地区)における建築行為は、規模にかかわらず届出が必要です。

届出に係る提出物の様式は、p62以降の<様式>をご覧ください。

届出に必要な提出書類

建築物	建築物に係る行為の届出書 + チェックリストA、B、C + 添付資料
工作物	工作物に係る行為の届出書 + チェックリストA、B、D + 添付資料
開発行為	開発行為の届出書 + チェックリストA、E + 添付資料
土石の採取・屋外での堆積	土石の採取及び屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の届出書 + チェックリストA、F、G + 添付資料

景観計画に関するチェックリストは、A～Gの7種類で、届出対象行為との関係は下表のとおりです。

チェックリストの区分	対象行為の区分と使用するチェックリスト				
	建築物	工作物	開発行為	土石の採取	土石等の堆積
A. 各行為共通	○	○	○	○	○
B. 建築物・工作物(基本的事項)	○	○			
C. 建築物(形態意匠の制限)	○				
D. 工作物(形態意匠の制限)		○			
E. 開発行為(形態意匠の制限)			○		
F. 土石の採取(形態意匠の制限)				○	
G. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(形態意匠の制限)					○

- 別冊資料の「記入例」を参考に作成してください。
- 以下の書類の正本と副本の2部を提出してください。
 - ①届出書
 - ②景観計画のチェックリスト
 - ③添付書類(地図、位置図、写真、立面図、配置図 等)
- 様式は、市のホームページからダウンロードできます。

(2) 景観地区の認定申請

景観地区内（p 29 参照）で建築物・工作物（塀・柵等）の建築行為を行う場合、以下の提出書類が必要です。

認定申請に係る提出書類の様式は、p 72 以降の〈様式〉をご覧ください。

認定申請に必要な提出書類	
建築物	景観地区における建築物の計画の認定申請書 + 建築等計画概要書(建築物) + チェックリスト A、B、D + 添付資料
工作物	景観地区における工作物の計画の認定申請書 + 建設等計画概要書(工作物) + チェックリスト A、C + 添付資料

景観地区に関するチェックリストはA～Dの4種類で、認定申請の対象行為との関係は下表のとおりです。

チェックリストの区分	対象行為の区分と使用するチェックリスト	
	建築物	工作物
A. 建築物・工作物共通	○	○
B. 建築物（形態意匠の制限）	○	
C. 工作物（形態意匠の制限） ※塀・柵のみ		○
D. 建築物（高さの最高限度の制限） ※行為場所に高さの最高限度が定められていない場合も記入してください。	○	

※工作物の高さの最高限度は、景観計画のチェックリスト「A. 各行為共通」によります。

- 別冊資料の「記入例」を参考に作成してください。
- 以下の書類の正本と副本の2部を提出してください。
 - ①認定申請書
 - ②景観地区のチェックリスト
 - ③添付書類（地図、位置図、写真、立面図、配置図 等）
- 様式は、市のホームページからダウンロードできます。

建築物に係る行為の届出書

年 月 日

尾道市長 様

住 所
届出者
氏 名
電話番号

尾道市景観計画区域内で次の行為を行いたいので、景観法第16条第1項（第2項）の規定により、所定の図書を添付して、次のとおり届け出ます。

建築等工事主	住所 氏名 電話番号			
設 計 者	住所 氏名 電話番号			
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話番号			
行 為 の 種 類	(1) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転			
	(2) <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 改築			
行 為 の 場 所	尾道市			
設計の概要(建築物の概要)又は施工の方法	構造及び階数			
	建 築 面 積	届出部分	既存部分	合計
		㎡	㎡	㎡
	屋 根	形状・こう配	仕上材	色彩
	外 壁	仕上げ材	色彩	
最高部の高さ	m	外観の変更に係る部分の面積	㎡	
景観形成のため配慮した事項				
予 定 工 期	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日			

備 考

- 1 □の事項については、該当するものにVを記入してください。
- 2 届出者が法人その他の団体である場合は、氏名欄にはその名称及び代表者名を、住所欄には主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載してください。

添付書類

- 1 敷地の位置図・敷地周辺の状況を表示する図面（縮尺2,500分の1以上のもの）
 - 2 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真（日本工業規格A4用紙に貼付又は印刷したもの）
 - 3 当該敷地における建築物等の位置（配置）を示す図面（縮尺100分の1以上）
- （注）3については、縮尺100分の1では全体が表示できない場合は、任意の縮尺とすることができます。

本届出書の受理から30日（実地調査が必要な場合は90日以内で通知した日）を経過するか、又は景観計画に適合している旨の通知があるまで工事に着手することはできません。

工作物に係る行為の届出書

年 月 日

尾道市長 様

住 所
届出者
氏 名
電話番号

尾道市景観計画区域内で次の行為を行いたいので、景観法第16条第1項（第2項）の規定により、所定の図書を添付して、次のとおり届け出ます。

建築等工事主	住所 氏名 電話番号			
設 計 者	住所 氏名 電話番号			
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話番号			
行 為 の 種 類	(1) <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転			
	(2) <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 改築			
行 為 の 場 所	尾道市			
設計の概要(工作物の概要)又は施工の方法	種 類			
	構 造			
	築 造 面 積	届出部分	既存部分	合計
		㎡	㎡	㎡
	高 さ	地盤面からの最高高さ	当該工作物の高さ (建築物と一体的に設置する場合)	
		m	m	
	外 観	仕上げ材(仕上処理)	色彩	
景観形成のため配慮した事項				
予 定 工 期	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日			

備 考

- 1 の事項については、該当するものにVを記入してください。
- 2 届出者が法人その他の団体である場合は、氏名欄にはその名称及び代表者名を、住所欄には主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載してください。

添付書類

- 1 敷地の位置図・敷地周辺の状況を表示する図面（縮尺2,500分の1以上のもの）
 - 2 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真（日本工業規格A4用紙に貼付又は印刷したもの）
 - 3 当該敷地における工作物等の位置（配置）を示す図面（縮尺100分の1以上）
- （注）3については、縮尺100分の1では全体が表示できない場合は、任意の縮尺とすることができます。

本届出書の受理から30日（実地調査が必要な場合は90日以内で通知した日）を経過するか、又は景観計画に適合している旨の通知があるまで工事に着手することはできません。

開発行為の届出書

年 月 日

尾道市長 様

住 所
届出者
氏 名
電話番号

尾道市景観計画区域内で次の行為を行いたいので、景観法第16条第1項（第2項）の規定により、所定の図書を添付して、次のとおり届け出ます。

工事施工者	住所 氏名		電話番号
設計者	住所 氏名		電話番号
行為の場所	尾道市		
設計の概要又は施工の方法	目的		
	面積	m ²	
	法面又は擁壁の高さ及び長さ		
	法面又は擁壁の処理方法、緑化の計画等		
	その他景観形成のため配慮した事項		
予定工期	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日		

備 考

届出者が法人その他の団体である場合は、氏名欄にはその名称及び代表者名を、住所欄には主たる事務所の所在地を記入してください。

添付書類

- 1 敷地の位置図・敷地周辺の状況を表示する図面（縮尺2,500分の1以上のもの）
- 2 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真（日本工業規格A4用紙に貼付又は印刷したもの）
- 3 当該敷地における開発行為の設計図書（縮尺100分の1以上）
（注）3については、縮尺100分の1では全体が表示できない場合は、任意の縮尺とすることができます。

本届出書の受理から30日（実地調査が必要な場合は90日以内で通知した日）を経過するか、又は景観計画に適合している旨の通知があるまで工事に着手することはできません。

土石の採取及び屋外における土石、 廃棄物又は再生資源の堆積の届出書

年 月 日

尾道市長 様

住 所
届出者
氏 名
電話番号

尾道市景観計画区域内で次の行為を行いたいので、景観法第16条第1項（第2項）及び尾道市景観条例第9条の規定により、所定の図書を添付して、次のとおり届け出ます。

工事施工者	住所 氏名 電話番号	
設計者	住所 氏名 電話番号	
行為の種類	(1) <input type="checkbox"/> 土石の採取	
	(2) 屋外における <input type="checkbox"/> 土石の堆積 <input type="checkbox"/> 廃棄物の堆積 <input type="checkbox"/> 再生資源の堆積	
行為の場所	尾道市	
設計の概要又は施工の方法	面積又は高さ及び長さ	
	廃棄物・再生資源の場合は種類	
	跡地の整理計画	
	修景又は塀や垣の設置	
	その他景観形成のため配慮した事項	
予定工期	着工 年 月 日 ～ 完了 年 月 日	

備 考

- 1 の事項については、該当するものにVを記入してください。
- 2 届出者が法人その他の団体である場合は、氏名欄にはその名称及び代表者名を、住所欄には主たる事務所の所在地を記入してください。

添付書類

- 1 敷地の位置図・敷地周辺の状況を表示する図面（縮尺2,500分の1以上のもの）
 - 2 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真（日本工業規格A4用紙に貼付又は印刷したもの）
 - 3 当該敷地における設計図書（縮尺100分の1以上）
- （注）3については、縮尺100分の1では全体が表示できない場合は、任意の縮尺とすることができます。

本届出書の受理から30日（実地調査が必要な場合は90日以内で通知した日）を経過するか、又は景観計画に適合している旨の通知があるまで工事に着手することはできません。

景観計画のチェックリスト

景観計画に関するチェックリストはA～Gの7種類で、届出対象行為との関係は下表のとおりです。

チェックリストの区分	対象行為の区分と使用するチェックリスト				
	建築物	工作物	開発行為	土石の採取	屋外での堆積
A. 各行為共通	○	○	○	○	○
B. 建築物・工作物（基本的事項）	○	○			
C. 建築物（形態意匠の制限）	○				
D. 工作物（形態意匠の制限）		○			
E. 開発行為（形態意匠の制限）			○		
F. 土石の採取（形態意匠の制限）				○	
G. 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積（形態意匠の制限）					○

- 別冊資料の「記入例」を参考に作成してください。
- 以下の書類の正本と副本の2部を提出してください。
 - ①届出書
 - ②景観計画のチェックリスト
 - ③添付書類（地図、位置図、写真、立面図、配置図 等）
- 様式は、市のホームページからダウンロードできます。

B. 建築物・工作物（基本的事項）

※太線のチェック欄は、該当するものにチェック記号を記入してください。

■土地利用のタイプ別（該当するタイプ一つについて記入） p16~17参照

土地利用のタイプ		基準の内容	参照頁	チェック
<input type="checkbox"/>	山林や果樹園が広がる地区	周囲になじんだ色彩	16	<input type="checkbox"/>
		稜線などの地形要素になじんだ配置や形	16	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	水田、畑、農業集落などが広がる地区	周囲になじんだ色彩	16	<input type="checkbox"/>
		周囲になじんだスケール感	16	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	住宅地や家屋が連たんする集落	周囲になじんだ色彩	16	<input type="checkbox"/>
		周囲になじんだスケール感	16	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	小売店舗・サービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道	けばけばしくない色彩	17	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	工場や流通業務施設が集積する市街地	表情のあるデザイン	17	<input type="checkbox"/>

■立地場所の特性別（該当する特性すべてについて記入） p18参照

立地場所の特性		基準の内容	参照頁	チェック
<input type="checkbox"/>	景観資源となる歴史的建造物等の周辺	景観資源に調和する色彩や素材	18	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクションの周囲（ Ic/Jct）	表情のあるデザイン	18	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	鉄道駅の周囲（ 駅）	樹木などによる修景	18	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	渡船乗り場の周囲（ 渡船）	景観阻害につながる工作物等の抑制	18	<input type="checkbox"/>

C. 建築物（形態意匠の制限）

※当該行為に対応しない項目のチェック欄は□と記入します。

基準の内容		参照頁	チェック	具体的な取組みなど
屋根の形状等	住宅地・集落地における勾配屋根の採用	19	<input type="checkbox"/>	※「困難な場合」はその理由を記入
	周囲と調和した勾配屋根の形状、配置の採用	19	<input type="checkbox"/>	
屋根の色彩	高明度・高彩度でない色彩の採用 ※陸屋根は対象外	20	<input type="checkbox"/>	色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
	瀬戸田地区では明度・彩度を低くする ※陸屋根は対象外	20	<input type="checkbox"/>	色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
外壁の形態意匠	大規模な建築物(*)における圧迫感の軽減、周囲との調和を図る工夫 ※地上階数5階以上又は建築物の長辺30m以上、瀬戸田地区では地上階数4階以上の建築物	20	<input type="checkbox"/>	
	海辺の建築物における、陸地側から敷地を通して海側が見える形態の確保	20	<input type="checkbox"/>	
	海辺の建築物における海側への表情づけの工夫	20	<input type="checkbox"/>	
外壁の色彩	落ち着いた色調など適切な色彩の採用	21	<input type="checkbox"/>	※外壁に使用する全ての色彩を記載 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
				アクセント色（基準外）の色彩 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 見付面積（ ）㎡のうちアクセントカラー（ ）㎡、全体の（ ）%
	瀬戸田地区では背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩を採用する	21	<input type="checkbox"/>	色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
				色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
	色彩の調和の総合的な検討	22	<input type="checkbox"/>	
	住居系市街地・集落地における暖色系の採用	23	<input type="checkbox"/>	最大面積の基調色が寒色系の場合のみ、その彩度（ ）
	瀬戸内海国立公園特別地域や島しょ部の地域における周囲の山林・果樹園に配慮した色彩	23	<input type="checkbox"/>	最大面積の基調色の明度（ ）
増築・増設を行う場合の、全体の色彩の調和	23	<input type="checkbox"/>		
建築設備等	屋外階段や建築設備の美観を整える措置	24	<input type="checkbox"/>	屋外階段…… 高架水槽…… 空調設備…… 給排水管…… その他……
	テレビ受信アンテナの共同化	24	<input type="checkbox"/>	

基準の内容		参照頁	チェック	具体的な取組みなど
建築設備等 (続き)	附属駐車場における建築物本体と調和した意匠の採用	24	<input type="checkbox"/>	屋根 色相 () 明度 () 彩度 () 柱等 色相 () 明度 () 彩度 ()
	附属駐輪場における建築物本体と調和した意匠の採用	24	<input type="checkbox"/>	屋根 色相 () 明度 () 彩度 () 柱等 色相 () 明度 () 彩度 ()
	ごみ置き場の美観を整える措置	24	<input type="checkbox"/>	
	屋根上に太陽光発電設備を設置する場合に、明度・彩度を低くする	24	<input type="checkbox"/>	パネル 色相 () 明度 () 彩度 () 側面等 色相 () 明度 () 彩度 ()
	屋根の形状に合わせた太陽光発電設備の配置、修景	24	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電設備が屋根等の勾配から突き出さない
	太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合、最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を工夫する	24	<input type="checkbox"/>	
	瀬戸田地区では屋上、屋根等に建築設備や飾りを設置しない	24	<input type="checkbox"/>	※「やむを得ず設置する場合」はその措置を記入
	瀬戸田地区では屋上、屋根等に携帯電話用基地局アンテナを設置しない	24	<input type="checkbox"/>	
塀や柵など	生垣又は自然素材の採用。これにより難しい場合の形態意匠、緑化等の工夫	24	<input type="checkbox"/>	※主な素材・色彩を明らかにして記入
	瀬戸田地区ではコンクリート塀、金属製の柵などを使用する場合に色彩等を工夫する	24	<input type="checkbox"/>	※主な素材・色彩を明らかにして記入

D. 工作物（形態意匠の制限）

※当該行為に対応しない項目のチェック欄は□と記入します。

基準の内容		参照頁	チェック	具体的な取組みなど
工作物の色彩	落ち着いたある色調など適切な色彩の採用	25	<input type="checkbox"/>	※使用する全ての色彩を記載 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
	色彩の調和の総合的な検討	25	<input type="checkbox"/>	
	大規模な壁面の工作物における圧迫感の軽減、周囲との調和を図る色彩の工夫	25	<input type="checkbox"/>	
工作物の附属設備等	屋外階段や建築設備の美観を整える措置	25	<input type="checkbox"/>	※屋外階段、高架水槽、給排水管ほか設備区分ごとに記入
塀や垣など	生垣又は自然素材の採用。これにより難しい場合の形態意匠、緑化等の工夫	25	<input type="checkbox"/>	※主な素材を明らかにして記入 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
	瀬戸田地区では金属製の柵を使用する場合に色彩等を工夫する	25	<input type="checkbox"/>	色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
擁壁	（主要構造部がコンクリートの場合）周囲と調和する色彩の工夫	25	<input type="checkbox"/>	
太陽光発電施設	ソーラーパネル等の高さや配置は、周辺の景観に配慮する	26	<input type="checkbox"/>	
	敷地境界から距離を取った配置や、周囲への植栽等の工夫	26	<input type="checkbox"/>	
	周囲の景観との調和に配慮した色彩	26	<input type="checkbox"/>	パネル 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 架台、側面等 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）

E. 開発行為（形態意匠の制限）

基準の内容		参照頁	チェック	具体的な取組みなど
擁壁その他これに類するもの	緑化への配慮 （主要構造部がコンクリートの場合）周囲と調和する色彩の工夫	26	<input type="checkbox"/>	※主な素材を明らかにして記入 擁壁等 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）

F. 土石の採取（形態意匠の制限）

基準の内容		参照頁	チェック	具体的な取組みなど
採取の工法	行為後に自然の状態に戻る採取工法の採用	27	<input type="checkbox"/>	※具体的な工法を明らかにして記入
修景又は塀や垣など	採取地の周囲の修景、又は周囲から見えにくくするための措置	27	<input type="checkbox"/>	

G. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（形態意匠の制限）

基準の内容		参照頁	チェック	具体的な取組みなど
堆積の形態	整然とした堆積を行うための措置	28	<input type="checkbox"/>	※敷地整備の概要を明らかにして記入
修景又は塀や垣など	敷地の周囲の修景、又は周囲から見えにくくするための措置	28	<input type="checkbox"/>	

景観地区における建築物の計画の認定申請書

年 月 日

尾道市長 様

住 所
申請者
氏 名

景観法第63条第1項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

- イ 氏名のフリガナ
- ロ 氏名
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 電話番号

(2) 設計者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(3) 工事監理者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(4) 工事施工者

- イ 氏名
- ロ 営業所名 建設業の許可 () 第 号
- ハ 郵便番号
- ニ 所在地
- ホ 電話番号

2 計画の内容

- (1) 建築物の建築等の場所
- (2) 建築物の建築等の種別
- (3) 建築物の概要

- (4) 建築物の形態意匠の内容

- (5) 着手予定日

年 月 日

- (6) 完了予定日

年 月 日

- (7) その他必要な事項

- (8) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 4 建築物の概要については、当該建築物の規模その他審査に当たり必要な観点から市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 5 建築物の形態意匠の内容については、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に従い市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 変更申請を行う場合には、2 (7) に変更の概要を記載すること。
- 7 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2 (8) に記載すること。

建築等計画概要書

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

イ 氏名のフリガナ _____

ロ 氏名 _____

ハ 郵便番号 _____

ニ 住所 _____

ホ 電話番号 _____

(2) 設計者

イ 資格 () 建築士 () 登録第 _____ 号

ロ 氏名 _____

ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号

ニ 郵便番号 _____

ホ 所在地 _____

ヘ 電話番号 _____

(3) 工事監理者

イ 資格 () 建築士 () 登録第 _____ 号

ロ 氏名 _____

ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号

ニ 郵便番号 _____

ホ 所在地 _____

ヘ 電話番号 _____

(4) 工事施工者

イ 氏名 _____

ロ 営業所名 建設業の許可 () 第 _____ 号

ハ 郵便番号 _____

ニ 所在地 _____

ホ 電話番号 _____

2 計画の内容

- (1) 建築物の建築等の場所
- (2) 建築物の建築等の種別
- (3) 建築物の概要

- (4) 建築物の形態意匠の内容

- (5) 着手予定日

年 月 日

- (6) 完了予定日

年 月 日

- (7) その他必要な事項

- (8) 備考

3 計画の内容を示す図面

- (1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- (2) 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面
- (3) 建築物の彩色が施された二面以上の立面図
- (4) その他必要な図面

備考

- 1 1及び2は、様式第2号の写しに変えることができる。この場合には、最上段に「建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、市町村が届出のあった旨を明示した上で記入すること。
- 3 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 建築物の彩色が施された二面以上の立面図には、縮尺を明示すること。
- 6 その他必要な図面は、第19条第2項第6号の図書について記載すること。

様式第7号（景観法施行規則第24条関係）
建築物の工事現場における認定の表示

景観法による認定済	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
建築等工事主名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の事項	

35 cm以上

25 cm以上

景観地区における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

尾道市長 様

住 所
申請者
氏 名

尾道市景観条例第18条第1項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。
記

1 建設等工事主等の概要

(1) 建設等工事主

ア 氏名のフリガナ _____

イ 氏名 _____

ウ 郵便番号 _____

エ 住所 _____

オ 電話番号 _____

(2) 工事施工者

ア 氏名 _____

イ 営業所名 _____

建設業の許可（ ）第 号

ウ 郵便番号 _____

エ 所在地 _____

オ 電話番号 _____

2 計画の内容

(1) 工作物の建設等の場所 _____

(2) 工作物の建設等の種別 _____

(3) 工作物の概要 _____

(4) 工作物の形態意匠の内容 _____

(5) 着手予定日 _____

年 月 日

(6) 完了予定日 _____

年 月 日

(7) その他必要な事項 _____

(8) 備考 _____

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 3 工作物の概要については、当該工作物の規模、その他審査に当たり必要な観点から市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載してください。
- 4 工作物の形態意匠の内容については、条例に定められた工作物の形態意匠の制限に従い、市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載してください。
- 5 変更申請を行う場合には、2（7）に変更の概要を記載してください。
- 6 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2（8）に記載してください。

建設等計画概要書

1 建設等工事主等の概要

(1) 建設等工事主

ア 氏名のフリガナ _____

イ 氏名 _____

ウ 郵便番号 _____

エ 住所 _____

オ 電話番号 _____

(2) 工事施工者

ア 氏名 _____

イ 営業所名 _____

建設業の許可（ ）第 号

ウ 郵便番号 _____

エ 所在地 _____

オ 電話番号 _____

2 計画の内容

(1) 行為の場所 _____

(2) 行為の種別 _____

(3) 工作物の概要 _____

(4) 工作物の形態意匠の内容 _____

(5) 行為の着手予定日 _____

年 月 日

(6) 行為の完了予定日 _____

年 月 日

(7) その他必要な事項 _____

(8) 備考 _____

3 計画の内容を示す図面

(1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

(2) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面

(3) 工作物の彩色が施された2面以上の立面図

(4) その他必要な図面

備考

- 1及び2は、様式第9号の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建設等計画概要書」と明示してください。
- 2 工事施工者が未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、市が届出のあった旨を明示した上で記入します。
- 3 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示してください。
- 4 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示してください。
- 5 工作物の彩色が施された2面以上の立面図には、縮尺を明示してください。
- 6 その他必要な図面は、当該敷地の現況写真及び行為の完了後の合成写真又はイメージ図、その他参考となるべき事項を記載した図書の種別を記載してください。

様式第14号（尾道市景観条例施行規則第5条関係）
工作物の工事現場における認定の表示

尾道市景観条例による認定済	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
建築等工事主名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の事項	

35 cm以上

25 cm以上

景観地区のチェックリスト

景観地区に関するチェックリストはA～Dの4種類で、認定申請の対象行為との関係は下表のとおりです。

チェックリストの区分	対象行為の区分と使用するチェックリスト	
	建築物	工作物
A. 建築物・工作物共通	○	○
B. 建築物（形態意匠の制限）	○	
C. 工作物（形態意匠の制限） ※垣・柵・塀のみ		○
D. 建築物（高さの最高限度の制限） ※行為場所に高さの最高限度が定められていない場合も記入してください。	○	

※工作物の高さの最高限度は、景観計画のチェックリスト「A. 各行為共通」によります。

- 別冊資料の「記入例」を参考に作成してください。
- 以下の書類の正本と副本の2部を提出してください。
 - ①認定申請書
 - ②景観地区のチェックリスト
 - ③添付書類(地図、位置図、写真、立面図、配置図 等)
- 様式は、市のホームページからダウンロードできます。

B. 建築物（形態意匠の制限）

〔該当する地区・ゾーン区分の確認〕

- 尾道地区 → 斜面市街地ゾーン 沿道市街地ゾーン 中心市街地ゾーン 海辺市街地ゾーン
 向島地区

※当該行為に対応しない項目のチェック欄は□と記入します。

基準の内容		対象	参照頁	チェック	具体的な取組みなど
スカイライン	屋上、屋根等に建築設備や飾りを設置しない	尾道	34	<input type="checkbox"/>	※「やむを得ず設置する場合はその措置を記入
	屋上、屋根等に携帯電話用基地局アンテナを設置しない	尾道	36	<input type="checkbox"/>	
屋根の形状、素材	勾配屋根とする	斜面	37	<input type="checkbox"/>	※勾配屋根としない場合はその理由を記入
	伝統的な素材や瓦葺き又は瓦風の雰囲気を持つ屋根材とする	斜面	38	<input type="checkbox"/>	※瓦葺き等としない場合はその理由と使用する素材を記入
屋根等の色彩	明度・彩度を低くする ※陸屋根は対象外。	尾道 向島	39	<input type="checkbox"/>	色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
太陽光発電設備	屋根等と調和するよう明度、彩度を低くする	尾道 向島	40	<input type="checkbox"/>	パネル 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 側面等 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
	屋根の形状に合わせた太陽光発電設備の配置、修景	尾道 向島	40	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電設備が屋根等の勾配から突き出さない ※陸屋根の場合、最上部を低くし、目隠し等の修景
外壁の形態意匠	大規模な建築物(*)における圧迫感の軽減、周囲との調和を図る工夫 ※地上階数5階以上かつ建築物の長辺30m以上の建築物	尾道 向島	41	<input type="checkbox"/>	
ファサード	海辺の建築物における海側への表情づけの工夫	海辺	42	<input type="checkbox"/>	
外壁の色彩	彩度を低くするなど、地区・ゾーンの特性を踏まえた色彩の採用	尾道 向島	43	<input type="checkbox"/>	※外壁に使用する全ての色彩を記載 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）
					アクセント色（基準外）の色彩 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 見付面積（ ）㎡のうちアクセントカラー（ ）㎡、全体の（ ）%
低層部の形態	海辺の建築物における、陸地側から敷地を通して海側が見える形態の確保	海辺	46	<input type="checkbox"/>	
建築設備等 ※高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物が対象	屋外階段や建築設備の美観を整える措置	尾道 向島	46	<input type="checkbox"/>	屋外階段……
					空調設備……
	給排水管……				
その他……					
	テレビ受信アンテナの共同化	同上	46	<input type="checkbox"/>	
	附属駐車場における建築物本体と調和した意匠の採用	同上	46	<input type="checkbox"/>	屋根 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ） 柱等 色相（ ） 明度（ ） 彩度（ ）

建築設備等 (続き)	附属駐輪場における建築物本体と調和した意匠の採用	同上	46	<input type="checkbox"/>	屋根 色相 () 明度 () 彩度 () 柱等 色相 () 明度 () 彩度 ()
	ごみ置き場の美観を整える措置	同上	46	<input type="checkbox"/>	
塀や垣など	自然素材の採用。これにより難しい場合の色彩など形態意匠の工夫	尾道	47	<input type="checkbox"/>	※主な素材を明らかにして記入
	金属製の柵を設ける場合の色彩など形態意匠の工夫	向島	47	<input type="checkbox"/>	※主な素材を明らかにして記入

C. 工作物（形態意匠の制限）

〔該当する地区・ゾーン区分の確認〕

- 尾道地区 → 斜面市街地ゾーン 沿道市街地ゾーン 中心市街地ゾーン 海辺市街地ゾーン
 向島地区

※当該行為に対応しない項目のチェック欄は☐と記入します。

基準の内容		対象	参照頁	チェック	具体的な取組みなど
垣・柵・塀の意匠	自然素材の採用。これにより難しい場合の色彩など形態意匠の工夫	尾道	48	<input type="checkbox"/>	※主な素材を明らかにして記入 色相 () 明度 () 彩度 ()
	金属製の柵を設ける場合の色彩など形態意匠の工夫	向島	48	<input type="checkbox"/>	※主な素材を明らかにして記入 色相 () 明度 () 彩度 ()

D. 建築物（高さの最高限度の制限）

〔建築場所における高さ制限の確認〕

- 高さ制限あり → 2.7m 2.4m 2.1m 1.5m
 高さ制限なし

基準の内容と確認事項		対象	参照頁	チェック	具体的な取組みなど
建築物の高さの最高限度	定められた最高限度以下であることの確認	高さ制限区域	49	<input type="checkbox"/>	予定建築物の高さ () m

【参考】

塔屋等の屋上部分と屋上突出物等で、高さに算入するもの、算入しないものは、次のとおりです。（避雷針は、安全上、設置が義務付けられており、景観への影響が小さいため算入しません。）

塔屋等の屋上部分と屋上突出物等で、高さに算入するもの	算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓 通常規模の昇降ロビー 空調機械室・排煙機械室・発電機室・吊上式自動車庫の機械室等 雪下ろし塔屋 時計塔、教会の塔上部分 高架水槽（周囲を遮蔽するルーバー等を含む） キュービクル等の電気設備機器 クーリングタワー等の空調設備機器 	<ul style="list-style-type: none"> 棟飾、防火壁 躯体の突出物（採光・換気窓等の立上がり部分、パイプ・ダクトスペース等の立上がり部分、箱むね） 外装等部材（鬼瓦、装飾用工作物、手すり） 建築設備（煙突、アンテナ等）